

イオンモバイルサービス契約約款

2017年4月7日第14版改訂施行

イオンリテール株式会社

第1章 総則

第1条（約款の適用）

イオンリテール株式会社（以下、当社）は、イオンモバイルサービスに関する契約約款を定め、これによりイオンモバイルサービスを提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなる契約者に対し、事前にその内容について通知します。

第3条（用語の定義）

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
イオンモバイルサービス	この約款に基づいて提供される当社のサービスの総称
イオンモバイルサービス契約	イオンモバイルサービスの利用に関する契約
契約者	イオンモバイルサービスの契約者
イオンモバイル ID ※お客さまコード	当社がイオンモバイルサービスの利用に関し契約者に対して付与する ID であって、すべての種類のイオンモバイルサービスに共通のもの
イオンモバイルパスワード	当社がイオンモバイルサービスの利用に関し契約者に付与するパスワードであって、すべての種類のイオンモバイルサービスに共通のもの 初期設定は、お客さまの8ケタの生年月日
ネットワークパスワード	初期設定値は「1234」。
課金開始日	イオンモバイルサービス利用の申込を当社が承諾した後当社が契約者に課金開始日として通知する日
オンラインサインアップ	オンラインの端末を使用して行うイオンモバイルサービス利用の申込

第4条（サービスの種類）

イオンモバイルサービスには、次の種類があります。

種類	内容
イオンモバイル高速通信サービス	ドコモが提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信等を提供する、当社が定める仕様に基づくサービスであって、次に従って区分されるもの。

形状区分	内容
標準 SIM	形状を標準 SIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
microSIM	形状を microSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
nanoSIM	形状を nanoSIM とする SIM カードを当社が貸与するもの
機能区分	内容
データ通信機能	インターネットプロトコルによる相互通信を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「データ通信専用 SIM カード」といいます。
SMS 機能	インターネットプロトコルによる相互通信並びに国内での送受信及び国外への送信が可能な SMS 機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「SMS 機能付き SIM カード」といいます。
音声通話機能	インターネットプロトコルによる相互通信、国内及び国外での送受信が可能な SMS 機能並びに音声通話機能を利用できる SIM カードを当社が貸与するもの。この区分に該当する SIM カードを「音声通話機能付き SIM カード」といいます。
料金プラン	内容
音声プラン	1 枚の SIM カード（形状区分は契約者が指定するものとします。）で音声通話機能が利用することができるもの
データプラン	1 枚の SIM カード（形状区分は契約者が指定するものとします。）でデータ通信機能を利用することができるもの
シェア音声プラン	1 枚の音声機能付き SIM カードと契約者が選択した組合せによる当社が定めた上限枚数までの SIM カード（形状区分は契約者が指定するものとします。）を利用することができるもの
イオンモバイルオプションサービス	当社が提供する特定のイオンモバイルサービスの契約者に対し、他社の特定サービスを利用するために必要な手段を提供するサービス

第 5 条（サービスの提供区域）

イオンモバイルサービスの提供区域は、日本国の全ての地域とします。ただし、イオンモバイルサービスの種類毎に別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

第6条（契約の単位）

当社は、一の種類の一のイオンモバイルサービス毎に一のイオンモバイルサービス契約を締結するものとします。

第7条（権利の譲渡等）

イオンモバイルサービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 イオンモバイルサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、イオンモバイルサービス利用権を譲り渡そうとする者(以下「譲渡人」といいます。)及びイオンモバイルサービス利用権を受けようとする者(以下「譲受人」といいます。)が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 前項の場合において、譲渡人及び譲受人は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

4 当社は、第2項の規定によりイオンモバイルサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(1) 譲受人について、本人確認ができないとき

(2) 譲渡人又は譲受人がイオンモバイルサービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(3) 第2項及び第3項に基づき提出された当社所定の書面又はその他の書類に不備があるとき

(4) その他当社の業務の遂行上支障があるとき

5 イオンモバイルサービス利用権の譲渡を当社が承認したときは、譲受人は、譲渡人の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務(譲渡があった日以前の(イオンモバイルサービス等の料金その他の債務も含みます。))を承継します。ただし、料金等の適用に別段の定めがあるときは、この限りではありません。

6 前項の規定による他、イオンモバイルサービス利用権の譲渡前のイオンモバイルサービスの利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることがあります。

7 当社は、第2項の規定により、イオンモバイルサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、同時に同時申込契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたものとみなして取り扱うものとします。

第8条（ID及びパスワード）

契約者は、イオンモバイルID及びイオンモバイルパスワード（本条において「ID等」といいます。）の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者がイオンモバイルサービス契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。

3 契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。ただし、この約款で別の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。

4 契約者は、ID等が窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について責任を負わないものとします。

5 契約者は、イオンモバイルIDを変更することはできません。

第2章 申込及び承諾等

第9条（申込）

イオンモバイルサービス利用の申込（以下「申込」といいます。）は、オンラインサインアップ又は当社がイオンモバイルサービス毎に定める方法により行うものとします。

2 イオンモバイル高速通信サービスにおいて、音声通話機能付きSIMカード利用の申込をする者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づくものであって、氏名、住所、生年月日等の契約者を特定する情報の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

第10条（申込の承諾等）

当社は、イオンモバイルサービスの申込みがあった時は、受け付けた順序に従って承諾します。

2.当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3.当社は、前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

(1) イオンモバイルサービス利用の申込者（以下「申込者」といいます。）がイオンモバイルサービス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき

(2) 申込者が第17条（利用の停止等）第1項各号の事由に該当するとき

(3) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき

(4) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき

(5) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき

(6) 前条（申込）第2項において、本人確認ができないとき

(7) イオンモバイル高速通信サービスにおいて、音声通話機能付きSIMカード利用の申込をする者が、未成年者であったとき

(8) 申込者が法人であり、かつ電気通信事業者であるとき

4 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

5 当社は、第1項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

6 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできるイオンモバイルサービスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えてイオンモバイルサービスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第11条（サービス利用の要件等）

契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うためのメールアドレス（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2 当社は、サービスの種類毎に、契約者の義務又はサービス利用の要件を定めるものとします。

第 3 章 契約事項の変更等

第 12 条 (サービス内容の変更)

契約者は、サービスの種類毎に定める事項について、イオンモバイルサービス契約の内容の変更を請求できます。

2 第 9 条 (申込) 第 2 項及び第 10 条 (申込の承諾等) の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第 13 条 (契約者の名称の変更等)

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第 14 条 (契約者の地位の引継)

相続又は法人の合併若しくは会社分割により イオンモバイルサービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届けるものとします。

2 前項の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとし、これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱うものとします

4 当社は、第 1 項の届出があったときは、同時に同時申込契約に係る契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

第 4 章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止

第 15 条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、イオンモバイルサービスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 (平成 11 年法律第 52 号) において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第 16 条 (利用の中止)

当社は、次に掲げる事由があるときは、イオンモバイルサービスの提供を中止することがあります。

(1) 電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

(2) 電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、イオンモバイルサービスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第 1 号により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、同項第 2 号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第 17 条 (利用の停止等)

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の利用に係る全てのイオンモバイルサービスについてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

- (1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき
- (2) 料金等イオンモバイルサービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
- (4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
- (5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき
- (6) 第 10 条 (申込の承諾等) 第 1 項に定める申込の拒絶事由に該当するとき
- (7) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき
クレジットカードが有効期限を迎えた際の再登録手続きは、お客さまご自身で行うものとします。再登録手続きがなされないことにより生じる本保証サービス契約上の不利益は、お客さまのご負担となりますので、ご注意ください。
- (8) イオンモバイルサービスに卸電気通信役務提供者が提供する役務が含まれる場合において、不適切と判断する態様においてイオンモバイルサービスが利用されたことを理由に、卸電気通信役務提供者が当社への役務提供を停止したとき
- (9) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様においてイオンモバイルサービスを利用したとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由 (該当する前項各号に掲げる事由) 及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第 1 項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

4 当社からイオンモバイルサービスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第 18 条 (サービスの廃止)

当社は、都合によりイオンモバイルサービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定によりイオンモバイルサービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、その旨を通知します

第 5 章 契約の解除

第 19 条 (当社の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、イオンモバイルサービス契約を解除することがあります。

(1) 第 17 条 (利用の停止等) 第 1 項の規定によりイオンモバイルサービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から 1 ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第 1 項第 2 号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。

(2) 第 17 条 (利用の停止等) 第 1 項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及

ばすおそれがあると認められるとき

(3) 当社は、第 1 号又は第 2 号の規定による他、イオンモバイルサービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後そのイオンモバイルサービス契約に係るイオンモバイル高速通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってそのイオンモバイルサービス契約を解除します。

2 当社は、前項の規定によりイオンモバイルサービス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。なお、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 20 条（契約者の解除）

契約者は、当社に対し、各契約毎に当社の指定する方法で通知をすることにより、イオンモバイルサービス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

2 第 15 条（利用の制限）又は第 16 条（利用の中止）第 1 項の事由が生じたことによりイオンモバイルサービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。

3 第 18 条（サービスの廃止）第 1 項の規定によりイオンモバイルサービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日当該廃止されたイオンモバイルサービスに係るイオンモバイルサービス契約が解除されたものとします。

第 6 章 料金等

第 21 条（契約者の支払義務）

契約者は、当社に対し、イオンモバイルサービスの利用に関し、次条（初期費用の額）から第 24 条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金及びイオンモバイルサービスの種類毎に定める料金（以下三者を併せて「イオンモバイルサービスの料金」といいます。）を支払うものとします。

2 初期費用の支払義務は、当社がイオンモバイルサービスの利用の申込を承諾した時に発生します。

シェア音声プランをご契約の場合、ご利用される SIM カード毎に、初期費用の支払義務が発生します。

3 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第 17 条（利用の停止等）の規定によりイオンモバイルサービスの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第 22 条（初期費用の額）

初期費用の額は、イオンモバイルサービスの種類毎に定めるものとします。

第 23 条（月額料金の額）

当社が提供するイオンモバイルサービスの料金、工事費及び付随サービスに関する料金は別表に定める他、当社が別に定めるところによります。

2. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)、通信料は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、

その支払いを請求します。

3 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、前項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料については、当社が別に定める期間を 一 の料金月として請求します。

4 当社は、通信料については、通信の種類にかかわらず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します。

5 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。

(1) 料金月の起算日以外の日契約者回線の提供の開始があったとき

(2) 料金月の起算日以外の日イオンモバイルサービスに係る利用権の譲渡があったとき

6.第5項第1号から第2号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。

第24条（利用不能の場合における料金の調定）

当社の責に帰すべき事由によりイオンモバイルサービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 前項の規定は、この約款において、サービスの種類毎に別の定めをした場合には適用されないものとします。

第25条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第26条（料金等の支払方法）

契約者は、イオンモバイルサービスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第27条（割増金）

イオンモバイルサービスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の2倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第28条（遅延損害金）

契約者は、イオンモバイルサービスの料金その他イオンモバイルサービス契約上の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とします。

第29条（割増金等の支払方法）

第26条（料金等の支払方法）の規定は、第27条（割増金）及び前条（遅延損害金）の場合について準用します。

第30条（消費税）

契約者が当社に対しイオンモバイルサービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

第7章 個人情報

第31条（個人情報保護）

イオンモバイルご契約時に承りますお客さまの個人情報は、当社個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづき、適切に取り扱うものとします。

1 事業者名 イオンリテール株式会社

2 個人情報保護管理者 IMO 本部 イオンモバイル事業部長

3 個人情報の利用目的

(1)本人性及び申込内容の確認、料金の請求、サービスの停止及び契約解除の通知等、当社のサービス提供にかかるご通知

(2)サービスの提供条件変更のお知らせ

(3)イオングループの商品及びサービス等のご案内

当社サービスのご利用にあたりお客さまに有益な他社を含むサービス・製品等のお知らせ、サービス・製品等の改善のため等のアンケート調査、販売推奨、販売促進のイベント等のお知らせ、景品等の抽選及び送付を行うこと

(4)当社に対するお問い合わせや苦情への対応

(5)サービス向上のための分析

4 委託・第三者への提供について

当社では、業務の全部または一部を外部に委託する際に、委託先に個人情報を預託する場合があります。この場合、当社が定める委託先選定基準に則り確実に安全対策等を実施している委託先のみを選定するとともに、委託先に対し適切に管理・監督を行います。

また、お客さまの個人情報をお客さまの同意なしに委託先以外の第三者へ提供することはございません。但し、官公庁等から法令に基づいて個人情報についての提供を求められた場合は、関係法令に反しない範囲において、お客さまの同意なく内容を提供することがあります。

5 個人情報を提供されることの任意性について

お客さまの個人情報を当社に提供されるかは、お客さまの任意によるものです。ただし、ご希望されるサービスを提供する上で必要な個人情報を提供されない場合は、適切な状態でサービスを提供できないことがありますので、予めご了承ください。

6 保有する個人情報の開示・訂正・利用停止及び問合せ窓口

当社が保有する個人情報に関するお問い合わせ、または個人情報の開示、訂正等のお申し出については、下記の窓口までご連絡ください。

窓口 イオンモバイルお客さまセンター

電話番号 0120-025260

営業時間 10 : 30 ~ 19 : 30 年中無休

第8章 雑則

第32条（第三者の責による利用不能）

第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、

当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第 33 条（保証及び責任の限定）

イオンモバイルサービスにおける保証又は保証の限定に関しては、サービスの種類毎に定めるものとします。

2 当社は、契約者がイオンモバイルサービスの利用に関して被った損害（その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。ただし、当該損害が当社の故意又は重大な過失により発生した場合については、この限りではありません。

3 契約者がイオンモバイルサービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

第 34 条（当社の装置維持基準）

当社は、イオンモバイルサービスを提供するための装置を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

第 35 条（サービスの種類毎の定め等）

第 3 条（用語の定義）、第 5 条（サービスの提供区域）、第 11 条（サービス利用の要件等）第 2 項、第 12 条（サービス内容の変更）第 1 項、第 20 条（契約者の解除）第 1 項、第 21 条（契約者の支払義務）第 1 項、第 22 条（初期費用の額）、第 23 条（月額料金の額）第 1 項、第 24 条（利用不能の場合における料金の調定）第 2 項及び第 33 条（保証及び責任の限定）において、サービスの種類毎に定めることとされている事項は、次に定めるところによるものとします。

サービスの種類	対応規定
イオンモバイル高速通信サービス	別紙 1 に定める
イオンモバイルオプションサービス	別紙 2 に定める

第 36 条（専属的合意管轄裁判所）

当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当社と契約者との第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 1 (イオンモバイル高速通信サービス)

1 契約者の義務又はサービス利用の要件 (第 11 条第 2 項関係)

- (1) イオンモバイル高速通信サービス 利用の申込は、当社が指定する販売店において、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した当社所定の契約申込書を提出して行うことができます。
- (2) 契約者がイオンモバイル高速通信サービス において使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用してイオンモバイル高速通信サービス を利用することはできません。
- (3) イオンモバイル高速通信サービス を利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。
- (4) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度 (電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいい、以下「MNP」とします。) による転入又は転出を行うことができます。
- (5) MNP 転入には、以下の条件が適用されます。
 - (i) 転入元事業者の契約者と、イオンモバイル高速通信サービス に係るイオンモバイルサービス契約の契約者が一部を除き、同一である必要があります。
 - (ii) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
 - (iii) MNP 転入手続きは、イオンモバイル高速通信サービス に係るイオンモバイルサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とする SIM カードへの機能区分の変更の申込又はシェア音声プランにおける SIM カードの追加の申込と同時に行う必要があります。
 - (iv) 郵送またはオンラインサインアップにて契約された場合、契約者は、MNP 転入手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとします。
- (6) 契約者は、当社が指定する貸与機器(SIM カード、その他当社が貸与機器として指定する物品をいいます。以下本別紙において同じとします。)以外の通信手段を用いたイオンモバイル高速通信サービス の利用、及びイオンモバイル高速通信サービス において当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信、SMS 機能又は音声通話機能の利用を行ってはならないものとします。
- (7) 契約者は、当社が貸与する貸与機器につき、次の事項を遵守するものとします。
 - (i) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他貸与機器としての通常の用途以外の使用をしないこと
 - (ii) 当社の承諾がある場合を除き、貸与機器について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
 - (iii) 日本国外で貸与機器を使用する場合、輸出入に係る内外の法令を遵守すること。なお、当社は、本端末を日本国外で使用する事の可否につき、一切の保証を行いません。
 - (iv) 貸与機器を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (8) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
 - (i) イオンモバイル高速通信サービス に係るイオンモバイルサービス契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) シェア音声プランにおいて SIM カードを削除した場合
 - (iii) シェア音声プランから音声プラン又はデータプランに変更した場合 (SIM カードの数の減少を伴う変更に限ります。)
 - (iv) 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合

(v) 異なる機能区分の SIM カードへ変更した場合

(vi) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合

(9) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。

(10) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

(11) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

(12) 契約者は、当社に対し、亡失品(第 8 号及び第 9 号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。)の回復に要する費用について、亡失負担金として当社が定める金額を支払うものとします。

(13) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(14) 契約者は、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。

(15) 契約者は、音声通話機能付き SIM カードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしもドコモが提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。

(16) イオンモバイル高速通信サービスにおいては、第 15 条 (利用の制限) 及び第 17 条 (利用の停止等) に定める他、イオンモバイル高速通信サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準(料金プランごとに異なる場合があります。)を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(17) イオンモバイル高速通信サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

2 契約の内容を変更することができる事項 (第 13 条関係)

イオンモバイル高速通信サービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

(1) 異なる形状区分の SIM カードへの変更

(2) 異なる機能区分の SIM カードへの変更

(3) 異なる料金プランへの変更 (暦月単位でのみ変更を行うことができます。)

(4) シェア音声プランにおける SIM カードの数 (ただし、当社が定めた枚数を上限とします。また、契約者が当社に対し MNP による転出を通知した場合にあっては、該当電話番号に係る音声通話機能付き SIM カードの削除を請求したものとみなされます。)

3 契約者からの解除が効力を有する日 (第 20 条第 1 項関係)

(1) 転入元事業者の契約者と、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約の契約者が一部の除き同一である必要があります。

(2) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。

- (3) MNP 転入手続きは、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス利用の申込、機能区分を音声通話機能とする SIM カードへの機能区分の変更の申込又はシェアプランにおける SIM カードの追加の申込と同時に行う必要があります。
- (4) 郵送またはオンラインサインアップにて契約された場合、契約者は、MNP 転入手続きに係る音声通話機能付き SIM カードが契約者の指定した送付先に到着した後、MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当社に連絡するとともに、当該 SIM カードの開通に必要な手続きを行う必要があります。MNP 予約番号の有効期限日の前日までに当該 SIM カードの開通に必要な手続きが行われない場合、当社は、MNP 予約番号の有効期限日に当該 SIM カードを開通させるものとします。

4 イオンモバイルサービスの種類毎に定める料金（第 23 条第 1 項関係）

イオンモバイル高速通信サービスにおいては、初期費用、月額料金その他、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。

(1) 貸与機器の回復に要する費用（別紙 1 第 1 項第 10 号関係）

SIM カードの故障の場合(自然故障であるか否かを問わないものとする)にあつては、一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(2) 亡失負担金（別紙 1 第 2 項第 12 号関係）

イオンモバイル高速通信サービスにおいては、亡失負担金は、SIM カード再発行手数料として請求するものとします。

(3) 異なる形状区分の SIM カードへの変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 2 号関係）

一 SIM カードにつき SIM カード変更手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(4) 異なる機能区分の SIM カードへの変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 2 号関係）

一 SIM カードにつき SIM カード交換手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(5) 異なる料金プランへの変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 3 号関係）

SIM カードを追加する場合にあつては、追加する SIM カードの数にかかわらず、一変更につき SIM カード追加手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)SIM カードを追加しない場合には 0 円

(6) シェア音声プランにおける SIM カードの数の変更に要する費用（別紙 1 第 2 項第 4 号関係）

一 SIM カードの追加につき SIM カード追加手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)SIM カードの削除にあつては 0 円

(7) MNP による転入に要する費用（別紙 1 第 1 項第 5 号関係）

次の各目のいずれにも該当する場合には、一 SIM カードにつき 初期費用として 3,240 円(本体価格 3,000 円)。なお、初期費用は、当該販売店に対して直接支払うものとします。

(i) 当社が指定する販売店において、料金プランをシェア音声プランとするイオンモバイル高速モバイルサービスに係るイオンモバイルサービス利用の申込を行う場合

(ii) 前目の申込において、2 以上の機能区分を音声通話機能とする SIM カードを申し込む場合であつて、当該 SIM カードにおける MNP 転入を行う場合

(8) MNP による転出に要する費用（別紙 1 第 2 項第 4 号及び前項第 2 号関係）

課金開始日から 180 日以内に転出された場合、一転出につき MNP 転出手数料として 8,640 円（本体価格 8,000 円）、課金開始日から 181 日以降に転出された場合、一転出につき MNP 転出手数料として 3,240 円(本体価格 3,000 円)

(9) 権利の譲渡に要する費用（第 7 条関係）

利用権の譲渡を行う場合、一譲渡につき変更手数料として 3,240 円（本体価格 3,000 円）

5 初期費用の額（第 22 条関係）

料金プラン	初期費用の額
各料金プラン共通	3,240 円(本体価格 3,000 円) ※シェア音声プランに関しては、ご利用頂く SIM カード毎に初期費用の支払い義務が発生します。

6 月額料金の額（第 24 条関係）

イオンモバイル高速通信サービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとします。

(1) 基本料金

音声プラン（タイプ 1 のみ）

料金プラン	月額料金の額	月間利用可能高速データ通信容量
音声 500MB プラン	1,220 円(本体価格 1,130 円)	500MB
音声 1GB プラン	1,382 円(本体価格 1,280 円)	1GB
音声 2GB プラン	1,490 円(本体価格 1,380 円)	2GB
音声 4GB プラン	1,706 円(本体価格 1,580 円)	4GB
音声 6GB プラン	2,138 円(本体価格 1,980 円)	6GB
音声 8GB プラン	2,894 円(本体価格 2,680 円)	8GB
音声 12GB プラン	3,542 円(本体価格 3,280 円)	12GB
音声 20GB プラン	5,054 円(本体価格 4,680 円)	20GB
音声 30GB プラン	6,566 円(本体価格 6,080 円)	30GB
音声 40GB プラン	8,618 円(本体価格 7,980 円)	40GB
音声 50GB プラン	11,664 円(本体価格 10,800 円)	50GB

データプラン（タイプ 1、タイプ 2）

料金プラン	月額料金の額		月間利用可能高速データ通信容量
	SMS なしデータプラン	SMS 付きデータプラン	
データ 1GB プラン	518 円(本体価格 480 円)	669 円(本体価格 620 円)	1GB
データ 2GB プラン	842 円(本体価格 780 円)	993 円(本体価格 920 円)	2GB
データ 4GB プラン	1,058 円(本体価格 980 円)	1,209 円(本体価格 1,120 円)	4GB
データ 6GB プラン	1,598 円(本体価格 1,480 円)	1,749 円(本体価格 1,620 円)	6GB
データ 8GB プラン	2,138 円(本体価格 1,980 円)	2,289 円(本体価格 2,120 円)	8GB
データ 12GB プラン	2,894 円(本体価格 2,680 円)	3,045 円(本体価格 2,820 円)	12GB
データ 20GB プラン	4,298 円(本体価格 3,980 円)	4,449 円(本体価格 4,120 円)	20GB
データ 30GB プラン	5,810 円(本体価格 5,380 円)	5,961 円(本体価格 5,520 円)	30GB
データ 40GB プラン	8,078 円(本体価格 7,480 円)	8,229 円(本体価格 7,620 円)	40GB
データ 50GB プラン	11,124 円(本体価格 10,300 円)	11,275 円(本体価格 10,440 円)	50GB

シェア音声プラン（タイプ1のみ）

料金プラン	月額料金の額 ※SIMカード3枚までの料金	月間利用可能高速 データ通信容量	SIMカード枚数及びシェア SIM追加利用料
シェア音声 4GB プラン	1,922 円(本体価格 1,780 円)	4GB	左記の月額料金は、SIMカード3枚までの料金となります。 4枚目以降のSIMカードを利用している場合、1枚あたりシェア SIM 追加利用料として、月額 216 円(本体価格 200 円)となります。
シェア音声 6GB プラン	2,462 円(本体価格 2,280 円)	6GB	
シェア音声 8GB プラン	3,218 円(本体価格 2,980 円)	8GB	
シェア音声 12GB プラン	3,866 円(本体価格 3,580 円)	12GB	
シェア音声 20GB プラン	5,378 円(本体価格 4,980 円)	20GB	
シェア音声 30GB プラン	6,890 円(本体価格 6,380 円)	30GB	
シェア音声 40GB プラン	8,942 円(本体価格 8,280 円)	40GB	
シェア音声 50GB プラン	11,988 円(本体価格 11,100 円)	50GB	

備考

- ① 月額利用可能高速データ通信容量は、当社が毎月の初日において契約者に割り当てるものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。
- ② データ通信容量は、暦月単位に計測します。ただし、データ通信量が設定容量を超えた場合、超えた日から暦月末までの間は、低速通信の利用に制限します。
- ③ 低速通信の状態、直近3日間（当日を含まない）の通信量が合計 366MB を超えると通信速度を終日制限する場合があります。（タイプ2除く）
※直近3日間(当日を含まない)の通信量の合計が 366MB を下回るまで制限が続く場合があります。
- ④ 500MB プラン、1GB 及び 2GB プランにおいて利用することができる SIM カード数の上限は 1 とし、シェア音声プランにおいて利用することができる SIM カード数の上限は当社が定めた枚数とします。

(2) 追加高速データ通信容量利用料金

料金プラン	月額料金の額
データ容量追加繰越しなし 1GB	518 円(本体価格 480 円)

備考

- ① タイプ2の追加高速データ通信容量は、1ヶ月あたりの利用可能数の上限は6とします。
- ② 繰越しなしの追加高速データ通信容量は、当該追加高速データ通信容量の利用の申込を当社が承諾した日から当月月末までの期間において有効とします。

(3) SMS 機能付き SIM カード利用料

細目	料金
基本料金（月額）	1SIMカードにつき 151.2 円(本体価格 140 円)
SMS 料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）

備考

- ① SMS 料金とは、SMS の利用に応じて、基本料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ② SMS 機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。

(4) 音声通話機能付き SIM カード利用料

細目	料金
基本料金（月額）	6 項（1）に記載の通り
留守番電話利用料（月額）	1SIM カードにつき 324 円(本体価格 300 円)
割り込み電話着信利用料（月額）	1SIM カードにつき 216 円(本体価格 200 円)
イオンでんわ 5 分かけ放題（月額）	1SIM カードにつき 918 円(本体価格 850 円) 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合に限り、1 回あたり 5 分以内の国内通話料が無料となる。1 回あたり 5 分を超過した場合には、超過分に対し 30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円） (注 1)
SMS 料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額（国外への送信においては、消費税は課税されません）
通話料金（国内）	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において通話モードに係る料金及び 64kb/s デジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額 ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10.8 円（本体価格 10 円）(注 1)
通話料金（国際）	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額(消費税は課税されません) ただし、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信した場合には、30 秒あたり 10 円（消費税は課税されません）(注 1)(注 2)
国際ローミング料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額(消費税は課税されません)

(注 1) 音声通話機能付き SIM カードの利用のために当社が発行した電話番号又は MNP 転入による電話番号が特定の他社サービスに登録されている場合、通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信できない場合があります。

(注 2) 当社が別途定める国（別表 1 参照）へのみ発信が可能です。

備考

- ① 基本料金（月額）は、ご契約申込み日もしくは契約者が指定した送付先に音声通話機能付き SIM カードが到着する日として当社が指定した日（以下、別紙 1 において「音声通話機能付き SIM カード利用開始日」といいます。）から発生します。

- ② 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了（機能区分の変更、SIM カードの削除又はイオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービス契約の解除のいずれによる場合を含みます。以下同じとします。）に係る日の属する月の基本料金(月額)の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中においての料金の額として定める金額とします。
- ③ 留守番電話若しくは割り込み電話着信の利用又は利用の終了にあつては、契約者は、事前に当社が定める方法で留守番電話オプション若しくは割り込み電話着信オプションの利用の申込又は利用の終了の通知をする必要があります。当該サービスの利用の申込又は利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1とします。
- ④ 留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）は、留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用開始日（当該サービスの利用が可能となる日として当社が指定する日をいいます。）から発生します。
- ⑤ 留守番電話オプション及び割り込み電話着信オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑥ イオンでんわ 5 分かけ放題利用料（月額）は、利用開始日にかかわらず、利用開始日が含まれる月より、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額が発生します。
- ⑦ イオンでんわ 5 分かけ放題オプションの終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月のイオンでんわ 5 分かけ放題利用料（月額）の額は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、上記音声通話機能付き SIM カード利用料の表中において料金の額として定める金額とします。
- ⑧ SMS 料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話及び国際ローミングの利用に応じて、基本料金（月額）留守番電話利用料（月額）及び割り込み電話着信利用料（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ⑨ 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社はイオンモバイル高速通信サービスの利用を停止することがあります。
- ⑩ 通話先電話番号の前に 0037-691 を付加して発信する場合であつて、音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又は、サービス提供を停止する場合があります。
- ⑪ 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあつては、当該削除日又は当該解除日がいつであるかにかかわらず、当該利用に係る料金を請求するものとします。
- ⑫ 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、基本料金（月額）より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- ⑬ 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモが利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款において定められた額と同額を請求するものとします。

(5) ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国おける提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110番・119番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとし、ます。なお、当該額は変更される場合があり、変更後の額は、基礎的電気通信役務支援機関が発表する単価に基づきドコモが当社に請求するユニバーサルサービス料の単価に従うものとし、ます。この場合においては、当社は、変更の日の前日までにwebサイト上で通知を行うものとし、ます。

番号あたりの単価（月額）はユニバーサルサービス支援機関が6ヵ月毎に算定し、ホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）で公表されております。

7 保証の限定（第35条関係）

イオンモバイル高速通信サービスは、ドコモが提供するドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、イオンモバイル高速通信サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

別紙1別表1 国際電話サービス提供国・地域（別紙16条（4）関連）

エリア	国・地域名	国番号	エリアコード	備考
アジア	韓国	82	-	-
	香港	852	-	-
	シンガポール	65	-	-
	中国	86	-	-
	台湾	886	-	-
	マカオ	853	-	-
	フィリピン	63	-	-
	ブルネイ	673	-	-
	インドネシア	62	-	-
	マレーシア	60	-	-
	タイ	66	-	-
	ベトナム	84	-	-
アメリカ	アラスカ	1	907	-
	アメリカ（本土）	1	-	-
	カナダ	1	-	-
	ブラジル	55	-	-
オセアニア	ハワイ	1	808	-
	グアム	1	671	-
	サイパン	1	670	-
	オーストラリア	61	-	以下番号帯はサービス対象外 61-89164、61-89162
	ニュージーランド	64	-	-
ヨーロッパ	フランス	33	-	以下番号帯はサービス対象外 33-836、33-890、33-891、33-892、 33-893、33-897、33-898、33-899
	ドイツ	49	-	-
	イギリス	44	-	-
	イタリア	39	-	-
	バチカン	39	-	-
	ベルギー	32	-	-
	ギリシャ	30	-	-
	オランダ	31	-	-
	スペイン※北アフリカ、 カナリア諸島を含む	34	-	以下番号帯はサービス対象外 34-902
	スイス	41	-	-
ロシア連邦	7	-	以下番号帯はサービス対象外 7-903、7-905、7-906、7-909、7-954、 7-960、7-961、7-962、7-963、7-964、 7-965、7-966、7-967、7-968	

別紙 2 (イオンモバイルオプションサービス)

1 最低利用期間

イオンモバイルオプションサービスの最低利用期間はありません。

2 契約者の義務又はサービス利用の要件 (第 12 条第 2 項関係)

- (1) イオンモバイルオプションサービスを利用するには、同一イオンモバイル ID において、イオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービスを契約している必要があります。
- (2) イオンモバイルオプションサービスを利用するには、他社が提供する特定サービスをイオンモバイルオプションサービスの対象となる他社の特定サービスに関して他社が定める条件（電磁的方法により契約者に示されるものとしします。）に同意し、かつ遵守するものとしします。
- (3) イオンモバイルオプションサービスに係るイオンモバイルサービス契約の数には、当社の定める上限があるものとしします。

3 契約の内容を変更することができる事項 (第 13 条関係)

イオンモバイルオプションサービスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項はありません。

4 契約者からの解除が効力を有する日 (第 21 条第 1 項関係)

- (1) イオンモバイルオプションサービスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとしします。
- (2) 第 2 項第 1 号に定めるイオンモバイル高速通信サービスに係るイオンモバイルサービスの契約が解除された場合には、当該契約に対応するイオンモバイルオプションサービスに係るイオンモバイルサービスの契約は同日に解除されるものとしします。

5 初期費用の額 (第 22 条関係)

イオンモバイルオプションサービスの初期費用の額は、0 円としします。

※050 かけ放題は、登録事務手数料 1,080 円（本体価格 1,000 円）を頂戴致します。

6 月額料金の額 (第 24 条関係)

イオンモバイルオプションサービスの月額料金の額は、次に定めるとおりとしします。

(1) 通常料金

品目	月額料金の額
イオンスマホ安心保証※詳細は別紙 3	別表に記載するとおりです。
イオンスマホ電話サポート※詳細は別紙 4	324 円(本体価格 300 円)
イオンスマホセキュリティ	162 円(本体価格 150 円)
050 かけ放題※詳細は別紙 6	1,620 円 (本体価格 1,500 円)
子どもパック	162 円 (本体価格 150 円)
アプリ超放題	388 円 (本体価格 360 円)
スマート留守電	313 円 (本体価格 290 円)
ビデオマーケット プレミアムコース	540 円 (本体価格 500 円)
i-フィルター for マルチデバイス	389 円(本体価格 360 円)

ルナルナビューティー	270 円(本体価格 250 円)
music.jp 500	540 円(本体価格 500 円)
カラダメディカ 400	432 円(本体価格 400 円)
ライフレンジャー380	410 円(本体価格 380 円)

備考

- ① イオンモバイルオプションサービスの月額料金は、イオンモバイルオプションサービスの利用開始日（イオンモバイルオプションサービスの利用の申込を当社が承諾した日とします。ただし、イオンモバイル高速通信サービス 利用の申込と同時にイオンモバイルオプションサービスの利用の申込を行う場合にあっては、イオンモバイル高速通信サービス の利用開始日とします。以下本別紙において同じとします。）の属する月から発生します。
- ② イオンモバイルオプションサービスの利用の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月のイオンモバイルオプションサービス月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします。

(2) パック料金

パック名	パック内容	月額料金の額
イオンスマホ安心パック	イオンスマホ安心保証	別表に記載するとおりです。
	イオンスマホ電話サポート	
	イオンスマホセキュリティ	
ケータイ用安心パック ※SHARP SH-N01 専用	イオンスマホ安心保証	540 円(本体価格 500 円)
	イオンスマホ電話サポート	

備考

- ① イオンモバイルオプションサービスは、一の品目毎に利用の申込をする他、当社が定めるパッケージ（以下、「オプションパック」といいます。）毎に利用の申込をすることができます。オプションパックの内容は上記パック料金の表中においてパック名及びパック内容に定めるとおりとします。
- ② オプションパックの月額料金は、オプションパックの利用開始日（オプションパックの利用の申込を当社が承諾した日とします。ただし、イオンモバイル高速通信サービス 利用の申込と同時にオプションパックの利用の申込を行う場合にあっては、イオンモバイル高速通信サービス の利用開始日とします。以下本別紙において同じとします。）の属する月から発生します。
- ③ オプションパックの利用の解除の日が暦月の初日以外の日であった場合における当該日の属する月のオプションパックの月額料金の額は、上記基本料金の表中において月額料金の額として定める金額とします

7 保証の限定（第 35 条関係）

イオンモバイルオプションサービスは、他社が定める特定のサービスの利用手段（ライセンスキー等）を提供するものであり、当該特定サービスを提供するものではありません。当社は、当該特定サービスの利用上の不具合、障害、瑕疵その他の事項を含め、当該特定サービスの内容又は利用の結果について、一切の保証を行いません。

別紙2別表1「イオンスマホ安心保証」対象端末及びご利用料金

	対象端末	月額料金	サービス依頼時（交換時）に必要な料金
1	Android 4.4 SIM フリース마트フォン FXC-5A	270 円(本体価格 250 円)	2,700 円(本体価格 2,500 円)/1 回
2	ALCATEL onetouch idol2S	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
3	富士通 ARROWS M01	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
4	NEC Aterm LTE ルータ MR03LN AB	270 円(本体価格 250 円)	2,700 円(本体価格 2,500 円)/1 回
5	KYOCERA S301	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
6	VAIO Phone VA-10J	378 円(本体価格 350 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
7	学研がんばるタブレット media Pad T1 8.0	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
8	SONY Xperia J1 Compact	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
9	NEC Aterm LTE ルータ MR04	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
10	富士通 ARROWS M02	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
11	SHARP SH—M02	378 円(本体価格 350 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
12	HUAWEI P9 lite	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
13	HUAWEI P9	486 円(本体価格 450 円)	7,560 円(本体価格 7,000 円)/1 回
14	ZTE Blade E01	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
15	ZTE Blade V7 Lite	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
16	ASUS ZenFone 2 (ZE-551ML-GY32S4)	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
17	富士通 ARROWS M03	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
18	SHARP AQUOS ケータイ SH—N01	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
19	HUAWEI nova lite	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
20	HUAWEI nova	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
21	Alcatel PIXI4	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回
22	VAIO® Phone A VPA0511S	378 円(本体価格 350 円)	4,320 円(本体価格 4,000 円)/1 回

※保証対象は本体部分のみであり、電池パック、電源コード、取扱説明書その他の付属品は対象外です。

また、SIM カードは保証の対象外です。

イオンスマホ安心パックとしてご利用の場合、パック料金による割引が適用されます。

別紙2別表2「イオンスマホ安心パック」対象端末及びご利用料金

	対象端末	月額料金	サービス内容
1	Android 4.4 SIM フリース마트フォン FXC-5A	540 円(本体価格 500 円)	イオンスマホ安心保証及びイオンスマホ電話サポート、イオンスマホセキュリティをセットでお申込頂くサービスです。
2	ALCATEL onetouch idol2S	648 円(本体価格 600 円)	
3	富士通 ARROWS M01	648 円(本体価格 600 円)	
4	KYOCERA S301	648 円(本体価格 600 円)	
5	VAIO Phone VA-10J	648 円(本体価格 600 円)	
6	学研がんばるタブレット media Pad T1 8.0	648 円(本体価格 600 円)	
7	SONY Xperia J1 Compact	756 円(本体価格 700 円)	※保証サービスの交換時に必要な費用は、イオンスマホ安心保証と同条件となります。
8	富士通 ARROWS M02	648 円(本体価格 600 円)	
9	SHARP SH—M02	648 円(本体価格 600 円)	
10	HUAWEI P9 lite	648 円(本体価格 600 円)	
11	HUAWEI P9	756 円(本体価格 700 円)	

12	ZTE Blade E01	648 円(本体価格 600 円)	
13	ZTE Blade V7 Lite	648 円(本体価格 600 円)	
14	ASUS ZenFone 2 (ZE-551ML-GY32S4)	648 円(本体価格 600 円)	
15	富士通 ARROWS M03	648 円(本体価格 600 円)	
16	HUAWEI nova lite	648 円(本体価格 600 円)	
17	HUAWEI nova	648 円(本体価格 600 円)	
18	Alcatel PIXI4	648 円(本体価格 600 円)	
19	VAIO® Phone A VPA0511S	648 円(本体価格 600 円)	

別紙3「イオンスマホ安心保証」お客さまご利用規約

イオンリテール株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社ほか、イオングループ各社の各店舗（WEB サイトを含み、以下「イオン店舗」と総称します。なお、一部取扱いのない店舗もございます。詳しくはイオンスマホコールセンター（0120-826-926）へご連絡ください。）において、第1条に定義する対象商品をお買い上げいただき、当該商品について、当社と本ご利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に基づき延長保証サービス（以下「本保証サービス」又は「イオンスマホ安心保証」といいます。）の利用に関する契約（以下「本保証サービス契約」といいます。）を締結されたお客さま（以下「お客さま」といいます。）に対し、本利用規約の定めに従い本保証サービスを提供します。

第1条 定義

本利用規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 対象商品：イオン店舗で販売した商品のうち、本保証サービスの対象として当社が指定した商品を行います。
- (2) メーカー保証：対象商品の製造者が行う保証を行います。
- (3) 加入月：本保証サービス契約の成立日が属する月を行います。

第2条 本保証サービス契約の申込み、契約の成立

対象商品の購入者は、本保証サービス契約の締結を希望する場合、下表のとおり申し込むものとし、当社がこの申込みを承諾し、本保証サービス契約を特定するために必要な固有の契約番号（以下「契約番号」といいます。）が発番された時点で、申込みに係る対象商品を目的物とした本保証サービス契約が成立するものとし、

	申込み時期	申込み方法	契約番号の発番時期
対象商品の購入及びイオン店舗での受け取りと同時に申し込む場合	対象商品の購入時	対象商品を購入したイオン店舗において申し込む。	店頭での処理が完了した時点
対象商品をイオン店舗で受け取った後に申し込む場合	対象商品の購入日を含めて14日以内	専用ウェブサイトを通じて又はイオンスマホコールセンター（0120-826-926）へ連絡して申し込む。	システム上の処理が完了した時点
対象商品が後日配送され、その受け取り後に申し込む場合	対象商品の出荷日を含めて14日以内（出荷日から起算するの ご注意ください。）		

2. 前項に定める「対象商品をイオン店舗で受け取った後に申し込む場合」又は「対象商品が後日配送され、その受け取り後に申し込む場合」において、申込みの時点で対象商品に故障があることが確認された場合、本保証サービス契約の締結を申し込むことはできません。

第3条 対象商品の条件

本保証サービスを受けられる対象商品は、別表に記載するとおりです。

第4条 本保証サービスの内容

本保証サービスの内容は、対象商品の修理又は交換とし、修理又は交換のいずれを選択するかは、本保証サービスの利用依頼に係る対象商品の状態、機種、カラー、本保証サービスの利用履歴等に応じて、当社

が独自に判断することができるものとします。

2. 本保証サービスの具体的な内容は、次の各号のとおりです。

(1) 保証対象となる商品

- ① 本保証サービス契約の目的物たる対象商品（本保証サービスの利用により修理された対象商品、交換された場合の交換機を含みます。）。ただし、対象商品に関する SIM カード、電池パックその他の付属品については、本保証サービスの対象外とします。
- ② ①の対象商品がメーカー保証の適用により交換された場合、交換後の商品が本保証サービス契約の目的物となり、それについて引き続き本保証サービスを受けることができます。本保証サービスを経由せず、メーカー保証を受けられて対象商品が交換された場合には、登録対象を変更しますので、イオンスマホコールセンター（0120-826-926）へご連絡ください。

(2) 保証対象事由

- ① いわゆる自然故障と呼ばれる正常な使用状態（商品の用途に沿って一般的に想定される態様で使用した状態をいい、取扱説明書、本体貼付ラベル等に記載された注意書等がある場合はそれらに従っている状態）において対象商品に生じた故障。
- ② お客さま責による対象商品の水濡れ、落下、衝突等による部分損及び全損。

(3) 保証対象期間

保証対象期間は、本保証サービス契約の成立時から加入月の3年後の同月末日までとします。本保証サービスの利用を希望する場合、この期間中にご依頼いただく必要がございますので、ご注意ください。なお、お客さまが本保証サービス契約を自ら解約した場合、解約の効力発生日までに限り本保証サービスを利用可能とします。

(4) 修理方法

対象商品を修理する場合、メーカー保証の内容に準拠して修理します。ただし、純正品による修理が不可能であるか、純正品以外の部品を使った場合に廉価で修理可能になる場合には、当社は、純正品以外の部品を使用することができるものとし、この場合、当該対象商品において一般的に妥当と認められる水準で修理を行うものとします。

(5) 交換方法

対象商品を交換する場合、交換機として交付する機器は、原則として当該対象商品と同一機種かつ同一カラーとします。ただし、同一機種かつ同一カラーの機器が、在庫不足や限定モデルである等の理由で交付できない場合、別途当社が相当と判断する機器とします。また、交換機は、当社の裁量で、ファクトリーリファービッシュ品（返品機器、初期不良品等をメーカー又はメーカー認定の第三者が修理調整し、性能及び信頼性において新品と同等の品質と確認された機能整備済製品）を使用することができます。そのため、プリインストールされたアプリケーション等についても、交付の対象外といたします。

(6) 対象商品の集荷等

- ① 本保証サービスでは、当社が、対象商品を集荷します。また、当社は、修理・交換後の商品を、対象商品を集荷した住所宛て（日本国内に限ります。）にお送りします。集荷及び送付に要する費用は、当社が負担します。
- ② 当社がお願いしていないにもかかわらず、お客さまご自身で対象商品をイオン店舗に持ち込まれたり、当社に送付するなどした場合、持ち込みや送付に要する費用は全てお客さまのご負担になりますので、ご注意ください。

(7) 本保証サービスのご利用料金

別表に記載するとおりです。

(8) 本保証サービスのご利用回数

本保証サービスの利用申込日を基準として、過去1年間に既に2回ご利用されている場合は、ご利用いただくことはできません。

第5条 本保証サービスの依頼方法

本保証サービス期間中に対象商品に保証対象事由が発生した場合、当該保証対象事由発生日を含めて30日以内にイオンスマホコールセンター（0120-826-926）にご連絡いただき、本保証サービスをご依頼ください。その際、対象商品の電話番号をお知らせいただくほか、保証対象事由の有無を確認するために対象商品の状況をご説明いただく必要があります。また、対象商品の集荷等について当社の案内に従っていただく必要があります。

2. 本保証サービスを受けるためには、以下のものを当社にご提出いただく必要があります。
 - (1) 本保証サービス契約の目的物たる対象商品
 - (2) メーカー保証書
3. 修理の際、データ移行や初期インストール作業（標準出荷状態）等により、お客さまが対象商品の記憶装置内に記録されたデータやインストールされたソフトウェアは消去されます。また、交換に伴うデータ移行等が発生した場合も同様です。お客さまは本保証サービスを依頼する際には、必ず事前にデータのバックアップ等を行っていただくものとし、当社は、お客さまがこれらを怠ったことによる損失・損害などにつきましては一切その責任を負いかねます。

第6条 サービス利用依頼の取消し

お客さまは、当社による対象商品の集荷前に限り、イオンスマホコールセンター（0120-826-926）にご連絡いただくことにより、本保証サービスの利用依頼を取り消すことができます。また、当社は、サービス利用依頼を受け付けた後であっても、本利用規約の定めに従いサービス提供不能と判断した場合、サービス提供を拒むことができるものとします。

第7条 修理した対象商品、交換機の保証

修理した対象商品又は交換機について、お客さまが受領した時点で破損やその他不具合を発見された場合又は引き渡し日から14日以内に不具合が発生した場合は、当社は特段の事情がある場合を除き、当社判断の上、再度修理又は交換します。なお、当該修理又は交換は、本保証サービスの利用回数にはカウントしません。

第8条 本保証サービス契約上の当社の責任の範囲

次の各号に該当するものは、本保証サービス契約における当社の責任の範囲外であり、本保証サービスでは保証されません。

- (1) 保証対象となる故障であるかどうかを問わず、対象商品の故障自体ではなく、対象商品の故障に起因する逸失利益、派生的損害、付随的損害又は間接的損害（本保証サービスの提供の遅滞により生じたもの及び対象商品が修理中である又は部品の待機中である期間中に対象商品を利用できなかったために生じた損失を含みますが、これらに限りません。）
- (2) 本保証サービスの利用依頼を受けた対象商品の製造番号が、契約番号に紐づくものと一致しない場合
- (3) 対象商品、レシート等の対象商品の購入を証明する書類又はメーカー保証書が改ざん又は改変された場合
- (4) 保証対象事由発生日を含めて30日以内にご報告いただかなかった場合
- (5) 対象商品について取扱説明書、本体貼付ラベル等に記載の注意書等がある場合に、当該取扱説明書又は注意書等に従わないことにより生じた対象商品の故障や不具合（対象商品の滅失を含みます。以下

本条において同じ。)

- (6) お客様の故意又は重過失により生じた対象商品の故障や不具合
- (7) 盗難、詐欺、横領、紛失・置忘れによる損害
- (8) 火災、落雷、破裂、爆発又は外部からの物体の落下・飛来・衝突若しくは倒壊等の偶然かつ外来の事由により生じた対象商品の故障や不具合
- (9) 天災又は不可抗力（地震、噴火及び津波を含みますが、これらに限りません。）により生じた対象商品の故障や不具合
- (10) 他の保証制度（保険を含みます。）により求償可能な対象商品の故障や不具合
- (11) 対象商品の製造者がリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位や製造者が行った修理行為（メーカー保証内外を問いません。）に係る対象商品の故障や不具合
- (12) 当社の了解なく修理、加工、改造（シリアル・ナンバーの除去及び改変を含みます。）等がなされている対象商品の故障や不具合
- (13) サビ、カビ、むれ、腐敗、劣化、変質、変色、電池の液漏れ、その他これらに類似の事由に起因する対象商品の故障や不具合
- (14) 昆虫等に起因する対象商品の故障や不具合
- (15) かき傷・すり傷・剥離・凹みなど使用上支障のない外観の傷その他これらに類似するもの
- (16) 商業目的（業務用の長時間使用、レンタル使用又は転売目的等）で使用される対象商品に生じた故障や不具合
- (17) 対象商品の装飾品、付属品類、周辺機器（対象商品のケーブル・アダプター類を含みます。）、ソフトウェア、アクセサリ等本体以外の付属品に単独で生じた故障や不具合
- (18) コンピューターウイルス等による障害に起因する不具合
- (19) 戦争、侵略もしくは外敵の行為、対立、内戦、反乱、暴動、ストライキ、労働争議、ロックアウト又は内乱に起因する対象商品の故障や不具合
- (20) 国又は地方公共団体による公権力の行使（差押え及び押収を含みますが、これらに限りません。）に起因する対象商品の故障や不具合
- (21) 放射性、爆発性その他の危険性核燃料物質（使用済み核燃料を含みます。）もしくは核燃料物質に汚染された物質（核分裂産出物を含みます。）に起因する又はこれらの性質による事故に起因する対象商品の故障や不具合

第9条 メーカー保証の優先

故障時期及び内容がメーカー保証の対象となる場合、本保証サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。従いまして、本保証サービス期間中であっても、メーカー保証によるご対応をお願いする場合がありますので、ご注意ください。

第10条 本保証サービスのご利用料金等

本保証サービスのご利用にあたっては、別表に定めるとおり、ご利用料金（月額料金とサービス依頼時に必要な料金の両方）が必要になります。

2. お客様は、前項に定めるご利用料金を、当社指定のクレジットカードにてお支払いいただきます。なお、支払期日を経過しても支払いがない場合、クレジットカード発行会社の遅延損害金が発生しますので、お客様ご自身で当該クレジットカードのご利用約款等をご確認いただくなど、十分ご注意ください。
3. ご利用料金をお支払いいただくクレジットカードが有効期限を迎えた際の再登録手続きは、お客様ご自身で行うものとします。再登録手続きがなされないことにより生じる本保証サービス契約上の不利益は、お客様のご負担となりますので、ご注意ください。

4. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、別途当社が指定する期日までに対象商品の新品の端末代金相当額を当社にお支払いいただきます。
 - (1) 修理又は交換に際して、これと引換えに対象商品を当社にお引き渡しいただけなかった場合
 - (2) 本保証サービス利用のご依頼を取り消されたにもかかわらず、当社が送付した交換機を当社の指定した期限までに当社で引き取りできなかった場合又は当社に返送されなかった場合

第11条 対象商品の所有権

当社において対象商品を修理した場合における故障部品及び対象商品を交換した場合における当該対象商品の所有権は、すべて当社に移転し、帰属することとします。

第12条 お客様による本保証サービス契約の解除

お客様は、本保証サービス契約の解約を希望されるときは、イオンスマホコールセンター(0120-826-926)にご連絡いただき、解約を申し出るものとします。

2. 前項の場合、本保証サービス契約は、解約を申し出た日をもって終了します。月の途中で解約された場合、当該月中も別表に定めるご利用料金がかかりますので、ご注意ください。
3. 第1項の場合、未精算のご利用料金がある場合には、速やかにお支払いいただくか、予め請求した日に一括してお支払いいただきます。

第13条 当社による本保証サービス契約の解除

当社は、次の第1号又は第2号の場合、お客様に催告することなく直ちに、また、第3号又は第4号の場合にはそれぞれ各号所定の催告を行ったうえで、本保証サービス契約を解除することができます。

- (1) 本保証サービスの利用にあたってお客様が欺罔行為を行った場合
- (2) お客様が本保証サービスの依頼の際に、本保証サービス契約において重要な事実(第8条各号に列挙されているものを含みますがこれに限りません。)について、故意又は重大な過失により事実でないことを告げた場合
- (3) お客様が第15条に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を行い、当社がその是正を催告したにもかかわらず相当期間内に当該行為が是正されなかった場合

第14条 本保証サービス契約の終了

購入日以後に対象商品が滅失したときは、お客様のお申し出により本保証サービス契約を終了いたしますので、その後の課金処理を停止する為に、遅滞なくイオンスマホコールセンター(0120-826-926)にご連絡ください。ご連絡が遅くなりますと、その分、課金処理が発生しますので、ご注意ください。

2. 事由の如何を問わず、本保証サービス契約が終了した場合、当社は、お客様から受領済みのご利用料金を一切お返しすることができません。ただし、民法等の法律に基づきお客様が本保証サービス契約を遡及的に取り消し又は解除した場合はこの限りではありません。

第15条 禁止事項

お客様は、本保証サービスのご利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 本保証サービスの利用申込時、その他本保証サービスの利用にあたり、虚偽の登録、届出又は申告を行うこと
- (2) 他者になりすまして本保証サービスを利用すること
- (3) 当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

- (5) 当社又は第三者を誹謗中傷し、その名誉若しくは信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 当社の営業活動を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) ID 又はパスワードの不正使用、貸与、転売、質入れ、その他本保証サービスの利用目的以外での使用
- (8) 上記各号の他、法令、本利用規約又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為

第16条 個人情報の取扱い

当社は、お客さまの個人情報を、当社の定める個人情報の保護に関する方針に基づき取り扱うものとし、
ます。なお、個人情報の保護に関する方針は、ウェブサイトでご覧いただけます。

- 2. 当社は、次の場合以外には、お客さまの個人情報を第三者に開示又は提供しないものとします。
 - (1) お客さまご本人の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 本保証サービスの提供に必要な範囲内で、修理業者などを含む業務委託先に提供する場合
 - (4) 当社が損害保険会社との間で締結する損害保険契約に基づき損害保険会社に提供する場合
- 3. お客さまは、当社が前項第3号及び第4号に従い第三者にお客さまの個人情報を開示又は提供することに同意するものとします。

第17条 変更

当社は、お客さまの事前の承諾を得ることなく、本利用規約を変更することができます。

- 2. 本利用規約を変更する場合、当社は、ウェブサイトに最新版の利用規約を掲示する方法により、お客さまに告知いたします。

第18条 協議

本利用規約に定めのない事項又は本利用規約の解釈に生じた疑義について、お客さま及び当社は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第19条 準拠法

本保証サービス契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

連絡窓口

本保証サービスにおけるご質問、お問い合わせは、当社が定める連絡先を窓口とします。

イオンスマホコールセンター

フリーダイヤル： 0120-826-926

受付時間 9:00-20:00（年中無休）

別紙4「イオンスマホ電話サポート」お客さまご利用規約

イオンリテール株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社ほか、イオングループ各社の各店舗（WEB サイトを含み、以下「イオン店舗」と総称します。なお、一部取扱いのない店舗もございます。詳しくはイオンスマホコールセンター（0120-826-926）へご連絡ください。）において、第1条に定義する対象商品をお買い上げいただき、当該商品について、当社と本ご利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に基づき電話によるテクニカルサポートサービス（以下「本サポートサービス」又は「イオンスマホ電話サポート」といいます。）の利用に関する契約（以下「本サポートサービス契約」といいます。）を締結されたお客さま（以下「お客さま」といいます。）に対し、本利用規約の定めに従い本サポートサービスを提供します。

第1条 定義

本利用規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 対象商品：イオン店舗で販売した商品のうち、本サポートサービスの対象として当社が指定した商品をいいます。
- (2) 初期設定サポート：対象商品の設定メニューに表示される初期設定に関するサポートをいいます。
- (3) 使い方サポート：以下の各サポートをいいます。
 - ① 対象商品の基本設定や操作方法について、取扱説明書に記載されている内容の範囲でお客さまのご質問にお答えするサポート。
 - ② 対象商品の基本アプリケーションの操作や設定方法について、お客さまのご質問にお答えするサポート。
 - ③ 対象商品のその他アプリケーションについて、お客様からのご相談に応じるサポート。
 - ④ 周辺機器との連携等について、お客様からのご相談に応じるサポート。
- (4) 基本アプリケーション：対象商品にプリインストールされているアプリケーションのうち、電話、ブラウザ、メール、カメラ、地図、音楽など、対象商品の基本的な機能に関するアプリケーションをいいます。
- (5) その他アプリケーション：対象商品の基本アプリケーション以外のアプリケーションをいいます。
- (6) サポートアプリ：初期設定サポート及び使い方サポートを実施するにあたり担当オペレータが必要に応じて用いるアプリケーションで、当社が指定するものをいい、対象商品（一部を除く）の画面を参照したり、画面に図形等を描写したりしてお客さまに操作の案内をし、又はお客さまに代わって画面を操作するのに用いるアプリケーションをいいます。
- (7) サポートアプリ利用番号：初期設定サポート又は使い方サポートの実施に当たり、サポートアプリを使用する際にサポートアプリに都度入力する必要のある番号であって、担当オペレータが通知する番号をいいます。

第2条 本サポートサービス契約の申込み、契約の成立

対象商品の購入者は、本サポートサービスの利用を希望する場合、イオン店舗において、専用ウェブサイトを通じて又はイオンスマホコールセンター（0120-826-926）へ連絡して本サポートサービスの利用を申し込むものとします。

2. 本サポートサービス契約は、前項の申込みを当社が承諾して本サポートサービス契約を特定するために必要な固有の契約番号（以下「契約番号」といいます。）が発番された時点で、申込みに係る対象商品を目的物とした本サポートサービス契約が成立します。

第3条 本サポートサービスの内容

本サポートサービスの内容は、対象商品に関する初期設定サポート及び使い方サポートとします。

2. 初期設定サポートには、「イオンスマホ安心保証」に加入されているお客さまが保証サービスを受けた際に必要となる初期設定や、データ移行に関するお客さまからのご相談に応じるサポートが含まれます。
3. 本サポートサービスは、いずれもお客さまにイオンスマホコールセンター（0120-826-926）へご連絡いただき、担当オペレータと電話によりお話しいただくものとなります。当社所定の方法により本サポートサービスの提供方法に関する別途のご案内がない限り、お客さまはこれ以外の方法により本サポートサービスを受けることはできません。
4. 基本アプリケーションに含まれるアプリケーションの種類や内容は、対象商品の機種やバージョン等によって異なります。
5. その他アプリケーションに関する使い方サポートについては、提供元不明のアプリケーションや、イオン店舗又は端末メーカー以外が提供するアプリケーション、Playストア以外で提供されているアプリケーションなどは対象外とさせていただきます。
6. 周辺機器との連携等に関する使い方サポートについては、周辺機器メーカーや端末メーカーにお問い合わせをお願いする場合があります。
7. 本サポートサービスは、お客さまが対象商品に関する初期設定やデータ移行を完了することができることや、対象商品や関連するアプリケーション、周辺機器の使い方その他ご質問の事項の解決を保証するものではないものとします。
8. 本サポートサービスを受ける過程で、対象商品の記憶装置内に記録されたデータやインストールされたソフトウェアが消去された場合、当社は、これらによる損失・損害などにつきましては一切その責任を負いません。本サポートサービスを受ける前に、必要なバックアップを必ず行ってください。
9. 前項に定めるほか、本サポートサービスの利用に関しお客さまが損害を被った場合であっても、当社は、当該損害が当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第4条 サポートアプリの利用

本サポートサービスを提供する過程でサポートアプリを使用するか否かの判断は、当社が行います。

2. 本サポートサービスを受ける過程でサポートアプリをご利用いただくには、以下の全ての条件を満たす必要があります。
 - (1) お客さまがサポートアプリの利用条件に同意していること
 - (2) 対象商品に当社が販売した SIM カードが挿入されていること
 - (3) 対象商品でインターネット接続が可能なこと
 - (4) 担当オペレータの指示に従ってサポートアプリを起動し、サポートアプリ利用番号を入力すること
3. 本サポートサービスを受ける過程でサポートアプリをご利用いただく場合、お客さまは、以下の事項に同意するものとします。
 - (1) 当社がサポートアプリを用いて対象商品の画面を参照し、必要に応じお客さまに代わってその操作を行うこと
 - (2) 当社が対象商品に関する別紙 1 記載の情報を取得すること
4. サポートアプリを使用する場合及びサポートアプリのインストールやバージョンアップを行う場合などには、通信料がかかります。当該通信料を含め、本サポートサービスの利用に際し発生する通信料は、お客さまのご負担となります。
5. 本サポートサービスの提供に当たり、担当オペレータがサポートアプリを使用して対象商品の画面の参照、図形の描写、又は操作の代行等を行う場合、対象商品の操作感度等により、担当オペレータが意図した操作と異なる操作がなされる場合があります。

6. 対象商品の状態（通信環境やサポートアプリの動作環境等を含む）によっては、サポートアプリを利用した本サポートサービスの提供ができない場合があります。

第5条 電話によるサポート

本サポートサービスを受けることを希望するお客さまは、イオンスマホコールセンター（0120-826-926）にご連絡いただき、案内に従ってお話してください。その際、対象商品の電話番号をお知らせいただき、対象商品の状況をご説明いただくほか、当社所定の案内に従っていただく必要があります。

2. 本サポートサービス契約にもとづくサポートは、お客さまからお電話をいただき、当社が本利用規約に定める本サポートサービスの条件を満たすと判断したことを条件として提供されます。対象商品に関する初期設定サポート又は使い方サポート以外のテクニカルサポートを希望してイオンスマホコールセンター（0120-826-926）にご連絡をいただいた場合、当社はこれにお答えすることはできませんのでご注意ください。
3. イオンスマホ電話サポートは、以下に定める範囲内に限られるものとします。
 - (1) 日本国内におけるサポート依頼であり、日本語による意思疎通が可能であること。
 - (2) 対象商品又は周辺機器に関する、イオンスマホコールセンターの営業時間内において解決することが可能なご質問ないしご相談であること。

第6条 本サポートサービスを受けられない場合

次の各号に該当する場合は、本サポートサービスにおけるサポートの範囲外であり、本サポートサービスでは対応致しかねます。

- (1) 本サポートサービスの利用依頼を受けた対象商品の製造番号が、契約番号に紐付くものと一致しない場合
- (2) 本サポートサービス契約終了後にご連絡いただいた場合
- (3) 本サポートサービス契約のご利用料金の未払いがある場合

第7条 本サポートサービスのご利用料金等

本サポートサービスのご利用にあたっては、別紙2に定めるとおり、ご利用料金が必要になります。

2. お客さまは、前項に定めるご利用料金を、当社指定のクレジットカードにてお支払いいただきます。なお、支払期日を経過しても支払いがない場合、クレジットカード発行会社の遅延損害金が発生しますので、お客さまご自身で当該クレジットカードのご利用約款等をご確認いただくなど、十分ご注意ください。
3. ご利用料金をお支払いいただくクレジットカードが有効期限を迎えた際の再登録手続きは、お客さまご自身で行うものとします。再登録手続きがなされないことにより生じる本サポートサービス契約上の不利益は、お客さまのご負担となりますので、ご注意ください。

第8条 お客さまによる本サポートサービス契約の解除

お客さまは、本サポートサービス契約の解約を希望されるときは、イオンモバイルお客さまセンター（0120-025-260）にご連絡いただき、解約を申し出るものとします。

2. 前項の場合、本サポートサービス契約は、解約を申し出た日をもって終了します。月の途中で解約された場合、当該月中も別紙2に定めるご利用料金がかかりますので、ご注意ください。
3. 第1項の場合、未精算のご利用料金がある場合には、速やかにお支払いいただくか、予め請求した日に一括してお支払いいただきます。

第9条 当社による本サポートサービス契約の解除

当社は、次の第1号又は第2号の場合、お客様に催告することなく直ちに、また、第3号又は第4号の場合にはそれぞれ各号所定の催告を行ったうえで、本サポートサービス契約を解除することができます。

- (1) 本サポートサービスの利用にあたってお客さまが欺罔行為を行った場合
- (2) お客さまが本サポートサービスの依頼の際に、本サポートサービス契約において重要な事実について、故意又は重大な過失により事実でないことを告げた場合
- (3) お客さまが第12条に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を行い、当社がその是正を催告したにもかかわらず相当期間内に当該行為が是正されなかった場合

第10条 サービス期間

本サポートサービス契約は、本サポートサービス契約の成立日から開始し、本契約第8条、第9条もしくは第11条又は民法等の法律に基づき本サポートサービス契約が終了するまで継続するものとします。

第11条 本サポートサービス契約の終了

購入日以後に対象商品が滅失したときは、お客さまのお申し出により本サポートサービス契約を終了いたしますので、その後の課金処理を停止する為に、遅滞なくイオンスマホコールセンター（0120-826-926）にご連絡ください。ご連絡が遅くなりますと、その分、課金処理が発生しますので、ご注意ください。

2. 事由の如何を問わず、本サポートサービス契約が終了した場合、当社は、お客さまから受領済みのご利用料金を一切お返しすることができません。ただし、民法等の法律に基づきお客さまが本サポートサービス契約を遡及的に取り消し又は解除した場合はこの限りではありません。

第12条 禁止事項

お客さまは、本サポートサービスのご利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 本サポートサービスの利用申込時、その他本サポートサービスの利用にあたり、虚偽の登録、届出又は申告を行うこと
- (2) 他者になりすまして本サポートサービスを利用すること
- (3) 当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) 第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (5) 当社又は第三者を誹謗中傷し、その名誉若しくは信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 当社の営業活動を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) ID 又はパスワードの不正使用、貸与、転売、質入れ、その他本サポートサービスの利用目的以外での使用
- (8) 本サポートサービスに関する当社のサーバー等への無許可のアクセス
- (9) サポートアプリの本サポートサービスの利用目的以外での使用
- (10) サポートアプリの複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等、及びその他サポートアプリの使用許諾契約に違反する行為
- (11) サポートアプリの利用に際し、担当オペレータに性的な又は残虐な描写を含む文章、画像、映像を表示し、又は表示させる行為
- (12) 上記各号の他、法令、本利用規約又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為。

第13条 個人情報の取扱い

当社は、お客さまの個人情報を、当社の定める個人情報の保護に関する方針に基づき取り扱うものとします。なお、個人情報の保護に関する方針は、ウェブサイトでご覧いただけます。

2. 当社は、次の場合以外には、お客様の個人情報を第三者に開示又は提供しないものとします。
 - (1) お客様ご本人の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 本サポートサービスの提供に必要な範囲内で、業務委託先に提供する場合
3. お客様は、当社が前項第3号に従い第三者にお客様の個人情報を開示又は提供することに同意するものとします。

第14条 変更

当社は、お客様の事前の承諾を得ることなく、本利用規約を変更することができます。

2. 本利用規約を変更する場合、当社は、ウェブサイトに最新版の利用規約を掲示する方法により、お客様に告知いたします。

第15条 協議

本利用規約に定めのない事項又は本利用規約の解釈に生じた疑義について、お客様及び当社は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第16条 準拠法

本サポートサービス契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

連絡窓口

本サポートサービスにおけるご質問、お問い合わせは、当社が定める連絡先を窓口とします。

イオンスマホコールセンター

フリーダイヤル： 0120-826-926

受付時間 9:00-20:00（年中無休）

別紙5「イオンモバイル出張サポート」お客さまご利用規約

イオンリテール株式会社（以下「当社」といいます。）は、対象商品（第1条に定義します。詳しくはイオンスマホコールセンター（0120-826-926）へお問い合わせください。）について、出張テクニカルサポートサービス（以下「本サポートサービス」又は「イオンモバイル出張サポート」といいます。）の利用に関する契約（以下「本サポートサービス契約」といいます。）を当社との間で締結された個人に対し、本ご利用規約（以下「本利用規約」といいます。）の定めに従い本サポートサービスを提供します。

第1条 定義

本利用規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 対象商品：当社又はイオングループ各社の各店舗（WEBサイトを含む。以下同じ。）で販売されたスマートフォン、及び、イオンモバイルサービスの利用契約を締結したSIMを利用するスマートフォン（日本国内で販売されたものに限り、）のうち、本サポートサービスの対象として当社が指定した商品をいいます。
- (2) お客さま：当社又はイオングループ各社の各店舗でスマートフォンを購入した個人及びイオンモバイルサービスのSIM利用契約を締結した個人をいいます。

第2条 本サポートサービスの内容及び範囲

本サポートサービスの内容は、当社が別途指定する委託先業者がお客さまの指定する住所（一部地域を除きます。詳しくは、イオンスマホコールセンター（0120-826-926）へお問い合わせください。）を訪問し、本利用規約に基づき、対象商品について、別紙記載のサポートを提供するサービスです。

2. 本サポートサービスは、お客さまが対象商品に関する初期設定やデータ移行を完了することができることや、対象商品や関連するアプリケーション、周辺機器の使い方その他ご質問の事項の解決を保証するものではありません。
3. 本サポートサービスの内容は、別紙記載の内容に限られます。その他のサービス（以下の各号記載の項目を含みますが、これに限りません。）のご依頼はお受けできません。
 - (1) 対象商品や周辺機器、その他本サポートサービスに関連する物品の販売
 - (2) 対象商品以外の商品に関するお問合せへの対応
 - (3) 以下の各号に該当する対象商品に関するお問合せへの対応
 - ① 本サポートサービス提供時点において、メーカーがサポートを提供していないソフトウェア及びハードウェアが搭載されているもの
 - ② ソフトウェアメーカーが動作を保証する正規のOSがインストールされていないもの
 - ③ メーカーが意図しない改造が施されているもの
 - (4) 対象商品及びその他の機器の不具合の原因調査・解析
 - (5) 周辺機器の相性に関する問題の解決
 - (6) ハードウェアの改造、又はこれを助長すると思われるお問合せへの対応
 - (7) Jailbreak 又は脱獄と呼ばれる、メーカーの意図しない方法でアプリケーションを起動できるようにする方法に関するお問い合わせへの対応
 - (8) ファイル交換ソフトウェアに関するお問合せへの対応
 - (9) ソフトウェアの設計又は製造に関するお問合せ及びソフトウェアに起因する障害に関するお問合せへの対応
 - (10) ソースコードの解析やシステムのパフォーマンス劣化による解析などのお問合せへの対応
 - (11) フリーウェア・シェアウェアに関するお問合せへの対応

- (12) 対象商品本体以外へのソフトウェアのダウンロード及びインストールに関するお問合せへの対応
- (13) 日本語版以外の OS、アプリケーション又はマニュアルに関するお問合せへの対応
- (14) 対象商品の付属マニュアルに記載のない応用的操作・設定、又はメーカーがサポートしていないお問合せへの対応
- (15) メーカー独自仕様のアプリケーションに関するお問合せへの対応
- (16) 違法行為（不正コピーなど）、又はこれを助長すると思われるお問合せへの対応
- (17) 消失データの復旧に関するお問合せへの対応
- (18) ウィルス、スパイウェア感染に関するお問い合わせへの対応
- (19) 日本国外、又は、日本国内であっても本サポートサービス提供対象外の地域におけるサポート

第3条 利用申込み等

本サポートサービスの利用を希望されるお客さまは、イオンスマホコールセンター（0120-826-926）にご連絡いただき（受付時間 9:00-20:00（年中無休））、担当オペレータの案内に沿ってお申込みください。その際、対象商品の電話番号をお知らせいただき、対象商品の状況をご説明いただく他、当社所定の案内に沿って手続きを完了してください。

- 2. 本サポートサービス契約は、前項の申込みを当社が承諾して本サポートサービス契約を特定するために必要な固有の契約番号（以下「契約番号」といいます。）が発番された時点で、申込みに係る対象商品についての本サポートサービス契約が成立します。
- 3. 本サポートサービスのご利用開始可能時間帯は、午前 9 時から午後 5 時まで（年末年始を除き年中無休）です。
- 4. 本サポートサービスをお申込みいただいたお客さまが申込みのキャンセルを希望される場合は、本サポートサービス利用日の前日午後 8 時までにイオンスマホコールセンター（0120-826-926）にご連絡いただき（受付時間 9:00-20:00（年中無休））、当社所定の案内に沿って手続きを完了してください。本サポートサービス利用日の前日午後 8 時を過ぎてからの申込みのキャンセルには、別紙記載のキャンセル料がかかりますのでご注意ください。

第4条 サービスの実施

本サポートサービスの実施及びご利用料金等の収受は、当社が指定する以下の業者が行います。

指定業者	日本 PC サービス株式会社
------	----------------

第5条 サービスをご利用いただけない場合

以下のいずれかに該当する場合には、本サポートサービスをご利用いただけません。

- (1) 本サポートサービスの利用依頼を受けた対象商品の製造番号が、契約番号に紐付くものと一致しない場合
- (2) お客さまとの日本語による意思疎通が困難な場合
- (3) インターネットへの接続が必要なサポート内容をご依頼いただいた場合であって、接続に必要な通信環境、ソフトウェア及び機器一式が揃っていない場合
- (4) 次条（お客さまご自身で行っていただく事項）記載のいずれかの項目について、お客さまにご協力いただけない場合
- (5) お客さまが不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合
- (6) 対象商品に搭載されているハードウェア等が故障している場合
- (7) お客さまが過去に本サポートサービスの利用を申込み、当社への事前の連絡なしで当該申込みをキャ

ンセルしたことがある場合

- (8) お客さまが過去に本サポートサービスを利用した際、第8条に定める禁止事項を行った場合
- (9) その他、お客さまの責により本サポートサービスの提供が困難となる場合
- (10) その他本サポートサービスを提供することが技術上困難であると当社が判断した場合

第6条 お客さまご自身で行っていただく事項

本サポートサービスをご利用いただくにあたっては、以下の事項についてはお客さまご自身で行っていただきます。

- (1) 本サポートサービスの実施に必要な ID やパスワード等を入力すること
 - (2) 本サポートサービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）を提供すること
 - (3) 本サポートサービスを受ける前に、対象商品の記憶媒体に記録されたデータやインストールされたソフトウェアについて、必要なバックアップを実施すること
 - (4) 本サポートサービス対象商品等に機密情報がある場合、本サポートサービスの提供前にそれらの情報の防護措置講じ又はそれらを消去すること
 - (5) その他、本サポートサービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項を実施すること
2. 当社は、お客さまが前項記載の各事項を実施しなかったことによってお客さまが損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

第7条 ご利用料金等

本サポートサービスのご利用にあたっては、出張サポート別紙に定めるご利用料金をお支払いください。

- 2. 前項のご利用料金は、本サポートサービスの提供完了時（サポート内容の実施終了後、お客様にサポート内容をご確認頂き、当社所定の書面にご署名を頂いた時点をいいます。）、第4条に定める指定業者に現金又は当社指定のクレジットカードにてお支払いください。
- 3. お客さまによる前条（お客さまご自身で行っていただく事項）記載の事項の不実施又は次条（禁止事項）記載の行為によって当社が本サポートサービスの提供をすることが困難となった場合、ご利用料金相当額をお支払いいただきます。

第8条 禁止事項

お客さまは、本サポートサービスのご利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1) 本サポートサービスの利用申込時、その他本サポートサービスの利用にあたり、虚偽の登録、届出又は申告を行うこと
- (2) 他者になりすまして本サポートサービスを利用すること
- (3) 当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (4) 当社又は第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (5) 当社又は第三者を誹謗中傷し、その名誉若しくは信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 当社又は当社の委託先業者の営業活動を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 当社又は第三者の設備等の利用又は運営に支障を与え、又は与えるおそれのある行為
- (8) 前各号の他、法令、本利用規約又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為

第9条 （サービスの中断）

当社は、以下のいずれかが起こった場合は、お客さまに事前に通知することなく、一時的に本サポートサービスの全部又は一部を中断することができるものとします。

- (1) 火災、停電等により本サポートサービスの提供が困難となったとき

- (2) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サポートサービスの提供が困難となったとき
- (3) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サポートサービスの提供が困難となったとき
- (4) 当社に対し、お客さまから訴訟の提起がなされたとき
- (5) 当社に対し、お客さまからクレーム、請求等がなされ、当社の業務に支障を来すと当社が判断したとき
- (6) その他運用上又は技術上、本サポートサービスの一時的な中断が必要と当社が判断したとき

第10条 (保証及び責任の限定)

当社は、本サポートサービスの提供をもって、お客さまの問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。また、当社は、本サポートサービスの内容、並びにお客さま及びお客さまが本サポートサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等も保証いたしません。

2. 本サポートサービスは、対象商品及び周辺機器のメーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。ご依頼の内容によっては、問い合わせの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページ等を紹介するに留まる場合や、それぞれに対してお客さま自身で直接問い合わせいただく場合がございます。
3. 当社は、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、本サポートサービスに関連して発生したお客さま又はお客さまのいかなる損害（本サポートサービスの提供遅延、対象商品の記憶装置内に記録されたデータやインストールされたソフトウェアの喪失に起因する損害、逸失利益及び第三者からお客さま又はお客さまに対してなされたクレーム、損害賠償請求等に起因する損害を含みますがこれに限りません。）についても責任を負いません。

第11条 当社による本サポートサービス契約の解除

当社は、次の各号の場合、お客さまに催告することなく直ちに本サポートサービス契約を解除することができます。

- (1) 本サポートサービスの利用にあたってお客さまが欺罔行為を行った場合
- (2) お客さまが本サポートサービスの依頼の際に、本サポートサービス契約において重要な事実について、故意又は重大な過失により事実でないことを告げた場合
- (3) お客さまが事前に当社に連絡することなく本サポートサービスの申込みをキャンセルした場合
- (4) お客さまが第8条に定める禁止事項のいずれかに該当する行為を行った場合

第12条 個人情報の取扱い

当社は、お客さまの個人情報を、当社の定める個人情報の保護に関する方針に基づき取り扱うものとしません。なお、個人情報の保護に関する方針は、ウェブサイトでご覧いただけます。

2. 当社は、次の場合以外には、お客さまの個人情報を第三者に開示又は提供しないものとします。
 - (1) お客さまご本人の同意がある場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 本サポートサービスの提供に必要な範囲内で、業務委託先に提供する場合
3. お客さまは、当社が前項第3号に従い第三者にお客さまの個人情報を開示又は提供することに同意するものとします。

第13条 変更

当社は、お客様の事前の承諾を得ることなく、本利用規約を変更することができます。

2. 本利用規約を変更する場合、当社は、ウェブサイトにて最新版の利用規約を掲示する方法により、お客様に告知いたします。

第14条 協議

本利用規約に定めのない事項又は本利用規約の解釈に生じた疑義について、お客様及び当社は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第15条 準拠法

本サポートサービス契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

連絡窓口

本サポートサービスにおけるご質問、お問い合わせは、当社が定める連絡先を窓口とします。

イオンスマホコールセンター

フリーダイヤル： 0120-826-926 受付時間 9:00-20:00（年中無休）

出張サポート別紙

1. 本サポートサービス内容及びご利用料金

本サポートサービス内容及びそのご利用料金は以下のとおりです。本サポートサービスをご利用の時点でイオンスマホ電話サポート（安心パックを含む）にご加入いただいているお客さまには、会員料金が適用され、それ以外のお客さまには、通常料金が適用されます。

	本サポートサービスの内容※1	ご利用料金（税抜）		所要時間※2
		通常料金	会員料金	
基本サポートセット※3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末開梱及び初期設定 ・ 動作確認 ・ メール設定 ・ Wi-Fi 設定 ・ メールの送受信やインターネット操作等の簡単なスマートフォンの操作説明 	15,000 円	10,000 円	約 60 分
追加サポート※4	① Bluetooth 設定	4,500 円	3,500 円	約 30 分
	② Google サービス（Gmail、連絡帳等）連動設定	4,500 円	3,500 円	約 30 分
	③ アプリケーションインストール（1 アプリケーションにつき）※5	4,500 円	3,500 円	約 30 分
	④ オンラインストレージ設定（1 アカウントにつき）	4,500 円	3,500 円	約 30 分
	⑤ プリンター連携設定（対象商品とプリンターを無線で接続）	9,000 円	7,000 円	約 60 分
	⑥ その他周辺機器※6 との連携設定（1 機器につき）	9,000 円	7,000 円	約 60 分
	⑦ 電話帳のデータ移行	9,000 円	7,000 円	約 60 分

※1 詳細は、イオンスマホコールセンター（0120-826-926 受付時間 9:00-20:00）でご確認ください。また、対象商品、周辺機器、その他本サポートサービスに必要な機器等は、全てお客さまご自身で事前にご準備ください。

※2 所要時間は目安であり、記載時間内でのサポート完了を保証するものではありません。また、サポートサービスの提供に実際にかかった時間が所要時間を下回った場合又はであっても、ご利用料金の返金等はいたしません。

※3 基本サポートセットは、セットのみでのご提供となり、各サポート内容を単品でご依頼いただくことはできません。

※4 追加サポートは、基本セットをお申込みいただいたお客さまのみお申込みいただけます。

※5 提供元不明のアプリケーションや、当社又は端末メーカー以外が提供するアプリケーション、Playストア以外で提供されているアプリケーションなどは対象外とさせていただきます。

※6 サービス提供が可能な周辺機器については、イオンスマホコールセンター（0120-826-926 受付時間 9:00-20:00）にお問い合わせください。

2. キャンセル料

お客さまが本サポートサービス利用日の前日午後8時を過ぎてから本サポートサービスの利用申し込みをキャンセルされた場合には、キャンセル料として金 5,000 円（税別）をお支払いいただきます。

以上

別紙6「050 かけ放題」お客さまご利用規約

「050 かけ放題（以下、本サービス）」は、当社の定める「イオンモバイルサービス契約約款」および「050IP 電話アプリケーション使用許諾に関する利用規約」（以下、使用許諾）に基づいて提供します。

本サービスは、当社が提供する「050IP 電話転送ゲートウェイ装置」（以下、GW）に 050IP 電話番号を付与し、約款、規約および使用許諾に基づき提供する 050IP 電話サービスと 050IP 電話アプリケーション（以下、アプリ）との間の通信を「050IP 電話転送ゲートウェイ機能」を利用して提供しています。アプリから一般加入電話など通話先にかけた場合は、GW で一旦着信して通話先に接続します。なお、通話先には、このお客さま専用の 050IP 電話番号が通知されます。お客さまの 050IP 電話番号に着信があったときは GW で一旦着信し、その後に発信者に対して当社が指定した識別音を再生します。

第1条 ご提供条件について

本サービスのご契約は日本国内に居住している方に限ります。

2. 当社が動作確認をしている端末(以下、「端末」)が必要です。
3. お支払い方法は、イオンモバイル高速通信サービスの月額料金と合算の上、当社が指定する方法にてお支払頂きます。
4. ご利用環境について
 - ・当社が提供する 050IP 電話アプリ（以下、アプリ）をインストールできる環境が必要です。
 - ・端末に応じたアプリダウンロードサービスを利用して、アプリをダウンロードしてください。
 - ・端末からインターネットにアクセスできるネットワーク環境が必要です。
5. 当社が動作確認をしている最新の端末および条件は、こちらの URL(<https://shop.aeondigitalworld.com/shop/contents1/A116/050devices.aspx>)をご覧ください。記載のない端末は対応外となります。
6. 当社から最新版のアプリが提供された場合は、最新版のアプリがご利用できる環境をご準備ください。最新版のアプリをご利用いただけない場合は、サービスがご利用できないことがあります。
7. お客さまご自身が一時的な海外旅行や海外出張などで本サービスを利用する場合、利用先の国の法令に従ってください。本サービスを利用する上で必要なアプリをお客さまご自身が一時的な海外旅行や海外出張などで利用する場合、日本国の法令（外国為替、外国貿易法および関連する政省令等）により国によってはアプリの持込ができない場合があります。海外でのご利用については、050 かけ放題専用サイト（<https://shop.aeondigitalworld.com/shop/contents1/A116/050call.aspx>）の FAQ をご覧ください。

第2条 ご契約について

本サービスは、ごイオンモバイルサービスに付随したサービスとなっておりますので、ご利用には、イオンモバイルサービスのご契約が必要です。

2. 本人性確認について
本人確認のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

第3条 本サービスの制限条件

お客さまの端末の設定を含む通信設備や利用形態、ネットワークの混雑状況等により、通話品質に影響が出る場合やアプリから発信、着信、通話ができない場合があります。当社が動作確認をしている端末(以下、「端末」)が必要です。

2. 端末上で、アプリが起動（バックグラウンドで起動している場合も含まれます）していない場合は、着信することが出来ません。
3. 特定の端末について、アプリでの通話中に携帯電話番号へ着信があった場合には、その端末に係る通信方式やインストールされたアプリケーション等の影響により携帯電話番号への着信が優先されアプリでの通話ができなくなることがあります。
4. 特定の端末について、ヘッドセット（イヤホンマイク）が接続されていない場合アプリでの通話が切断されることがあります。
5. 上記のほか、端末にインストールされた他のアプリケーションの影響等により通話できなくなった場合は、通話ができない状態になってから一定時間経過後に自動的に通信を切断いたします。
6. 本サービスを利用して、連続5時間以上通信を行った場合は、その通信を切断致します。
7. 当社の電気通信設備の工事により、通信または各種設定を行うことができない場合があります。
8. 本サービスでご利用いただいている050IP電話番号のみの譲渡はできません。
9. 端末の機能として提供されていない機能は、アプリで使用することはできません。
10. 1か月累計50時間を超える通話が発生した場合、品質確保のため一時通話を停止させていただく場合がございます。

尚、通話を停止させていただく際は、事前にご契約者へ連絡をさせていただきます。

第4条 料金について

本サービスのご利用にあたり、月額オプション料及びユニバーサルサービス料※1がかかります。

- ・お申込み月の月額オプション料は、日割りにて計算し、ご請求させていただきます。
- ・お申込み月のユニバーサルサービス料は、無料です。
- ・月額オプション料とユニバーサルサービス料は、通話が発生していない月であってもご請求させていただきます。また、月途中で解約された場合は、解約月の月額オプション料をご請求させていただきます（日割りは行いません）。

※1「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス（電気通信事業法により「あまねく日本全国で提供が確保されるべき」と規定されているサービスです）の提供を確保するためにご負担いただく料金のことです。番号あたりの単価（月額）はユニバーサルサービス支援機関が6ヵ月毎に算定し、ホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）で公表されております。

2. 月額オプション料の金額は次のとおりです。
月額オプション料：1,620円/月（本体価格1,500円/月）
3. お支払い方法は、イオンモバイル高速通信サービスの月額料金と合算の上、当社が指定する方法にてお支払頂きます。
4. アプリのダウンロード、アプリでの発信、着信、通話などインターネット接続が必要なため、パケット通信が発生し、データ容量を消費します。また、アプリは定期的に自動通信を行う場合があり、その際もパケット通信が発生いたします。
5. お申込み時に、登録事務手数料1,080円（本体価格1,000円）が必要です。
登録事務手数料は、お申込み月の通信費と合算してお支払頂きます。

第5条 対象外の通話について

以下の通話先等へは、本サービスを利用しての発信・通話は行えません。

- (1) 緊急通報（110番、118番、119番）および3桁番号サービス（104/115/177等）への発信・通話
- (2) 0170、0180、0570、0990ではじまる番号への発信・通話
- (3) 相手先電話番号の前に「0033」等事業者識別番号をつけてダイヤルした場合の発信・通話

第6条 発信および着信について

本サービスの発信、着信には、当社からご案内する 050IP 電話番号（「050」ではじまる 11 桁の番号）をご利用いただきます。

2. 相手先電話番号の前に「184」を付けてダイヤルした場合を除き、本サービスから発信する通話については、050IP 電話番号（050 で始まる 11 桁の番号）を相手先に通知いたします。
3. お客さまの 050IP 電話番号に着信する際、発信者に対して当社が指定した識別音を再生します。
 - ・識別音の音声：「プップ」

第7条 通話品質について

本サービスはお客さまの端末環境を含む通信設備や IP 通信網サービスの利用形態、ネットワークの混雑状況等により、通話品質に影響がでる場合やご利用いただけない場合があります。

2. 通話中にご利用の通信回線が切り替わった場合、通信の再接続を行うため一時的に無音となる場合があります。

第8条 解約について

イオンモバイルサービスを解約された場合、自動的に本サービスも解約となります。

2. 本サービスのみを解約される場合は、イオンモバイルお客さまセンターへご連絡下さい。
3. アプリを削除しても解約はできません。
4. ご契約日と同日に解約することはできません。
5. 解約後、しばらくの期間はアプリからの発信、着信、通話ができる場合があります。

第9条 ご利用上の注意

端末電話機能の通話状態や端末にインストールした他のアプリケーションの状態により、050IP 電話から発信、着信、通話が出来ない場合があります。

2. 通話開始および通話終了時刻については、ネットワークの混雑状況等により、お客さまが端末操作をされた時刻と当社機器により測定した時刻に差が生じる場合があります。
3. 3G/LTE 回線や Wi-Fi ネットワークエリアに変更が生じた場合に通話が切断されることがあります。
4. お客さまの端末の通信状態によりアプリから送出される PB 信号（プッシュボタン信号）が着信側で正しく認識されない場合があります。
5. 本サービスの利用に必要な 050IP 電話番号、各種設定用パスワードはお申し込み内容の変更や各種設定等の際に必要となりますので、必ず忘れないよう管理をしてください。ご利用上の誤りまたは第三者による不正利用等により損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。
6. アプリの発信着信履歴はそれぞれ最大 100 件まで表示されます。最大件数を超える場合には、古い履歴から順に削除されます。
7. 同一 050IP 電話番号を複数の端末に設定した場合について
 - ・複数端末で同時に発信、着信、通話をすることができません。
 - ・着信する端末は通信状態により自動で決定されるため、お客さま自身で着信を希望する端末を選択することはできません。着信を希望しない端末のアプリは終了してください。

第10条 禁止行為について

本次に掲げる行為など、規約、約款、使用許諾に定める禁止行為をおこなわないでください

- ・他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為

または侵害するおそれのある行為

・その他公序良俗に違反しまたは他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為。

- 各端末メーカーおよび各通信事業者が規定した提供条件以外で端末を利用している場合はアプリのインストールを行わないでください。端末提供条件についてはメーカーへお問い合わせください。
- アプリに対して逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、改変もしくは別のソフトウェアに組み込む行為、またはそのソースコードを解明しようとする行為は行わないでください。
- 当社の承諾を得ることなく、アプリの内容の全部または一部を複製すること、および賃貸することは、著作権法上禁止されております。

第11条 遵守事項

お客さまは、アプリおよびアプリに使用されている技術(以下、アプリ等)を利用するにあたり、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの法規を遵守するものとし、ならびに、アプリ等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。

- お客さまは、アプリ等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

第12条 利用停止および強制解約について

当社は、お客さまが次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用停止および強制解約を行うことがあります。この場合、当社はやむを得ない場合を除きあらかじめお客さまに通知いたします。

- 規約、約款、使用許諾に定める禁止行為を行ったとき（通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為。不特定多数の者に対し商業的宣伝若しくは勧誘を目的とした通信や、他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある通信をする行為等）。
- 料金の支払いを現に怠る、または怠るおそれがあるとき。
- その他、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 本サービスのお申し込み内容に虚偽の事実があると判明したとき。

- 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合に、その地域等との通信の全部または一部の利用を制限または中止する措置をとることがあります。
- 当社は、当社の電気通信設備（これに付属する設備を含む）を不正アクセス行為から防御する場合に、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。
- 1 か月累計 50 時間を超える通話が発生した場合、品質確保のため一時通話を停止させていただく場合がございます。

尚、通話を停止させていただく際は、事前にご契約者へ連絡をさせていただきます。

第13条 免責等について

当社の責に帰すべき事由によりイオンモバイルサービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減

額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2. 本サービスの提供に関わる提携事業者等とのレギュレーション変更等によりサービス提供が困難となった場合等の当社の責めによらない場合は、当社は賠償責任を負いません。
3. 当社設備の工事によりアプリを利用できなくなることがあります。当社設備の工事日程は事前に（マイページ）で周知いたしますが、やむを得ない場合はこの限りではございません。

第14条 その他

「050IP 電話」重要事項の内容に変更や更新が生じた場合は、マイページに通知します。

2. 各種サービス情報のほか、料金の変更、工事連絡などの重要な情報はマイページにてご連絡します。

第15条 本サービスのお問い合わせ連絡先

窓口	イオンモバイルお客さまセンター
電話番号	0120-025260
営業時間	10 : 30 ~ 19 : 30 年中無休

050IP 電話転送ゲートウェイ機能に関する利用規約

2016年7月25日第1版改訂施行

イオンリテール株式会社

イオンリテール株式会社（以下「当社」といいます）は、050IP 電話転送ゲートウェイ機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050IP 電話 転送ゲートウェイ機能に関する契約（以下「本契約」といいます）を締結している契約者（以下「契約者」といいます）に対し、050IP 電話転送ゲートウェイ機能を提供します。

第1条（用語の定義）

用語	用語の意味
050IP 電話転送ゲートウェイ装置（以下「本装置」といいます。）	050IP 電話 転送ゲートウェイ機能を提供するための装置
050IP 電話転送ゲートウェイ機能（以下「本機能」といいます。）	利用回線から本装置を経由して、050 番号に着信する通信を、050IP 電話転送ゲートウェイで一旦終端し、音源装置に接続する機能

第2条（規約の範囲）

当社は、本規約を、契約者と当社との本機能に関する一切の関係に適用します。

2. 本機能について本規約で定めのない事項は、イオンモバイルサービス契約約款が適用されるものとします。

第3条（契約の単位）

当社は、イオンモバイルサービス契約約款1の契約に対して1の本機能を提供します。

第4条（契約申込）

契約申込は、本規約の内容に同意した上で、当社所定の契約申込書、又は方法によって申し込むものとします。

2. 本機能の申し込みには、イオンモバイルサービスの契約が前提となります。

3. 本機能の申し込みは、別に定める「050IP 電話アプリケーション使用許諾契約書」に同意し、当社が別に定める「050IP 電話 アプリケーション」（以下、「本アプリケーション」といいます）を使用することを条件とします。

第5条（契約の不承諾）

当社は、次の各号に該当する場合には、契約申込を承諾しないことがあります。

- (1) 当社が本機能の提供が技術的に困難と判断したとき
- (2) 第4条に規定する申込内容に虚偽の事実があることが判明したとき
- (3) 契約申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかであるとき（成年被後見人、被保佐人、被補助人が法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得た場合は除きます）

- (4) 契約申込者が、過去、本規約他当社のサービスにおいて、その利用規約等の規定に違反したことがあるとき
 - (5) その他、本サービスの提供に支障が生じるおそれがあると当社が判断するとき
2. 当社が本契約申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第6条 (契約の成立)

本契約は、当社が本契約申込を承諾することにより成立するものとします。

第7条 (契約内容の変更)

契約者は、第4条に規定する契約申込書の内容に変更があるときは、当社所定の方法により速やかに当社に通知するものとします。

第8条 (本機能)

当社は1の本契約につき1の本機能を提供します。

第9条 (権利義務の譲渡等)

契約者は、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。

第10条 (契約者が行う契約解除)

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法により通知するものとします。

第11条 (音声ガイダンスによる告知)

本機能を経由して契約者に通話を着信する場合本機能への発信者に対して当社が指定する音声ガイダンスを告知することについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。

第12条 (通話品質)

本装置と本アプリケーション間は、インターネットサービスを介して転送されるため、通話品質又は接続に関する保証を一切行うことができないことについて契約者はあらかじめ同意するものとします。

第13条 (本規約の内容の変更)

当社は、契約者の同意を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。

2. 当社は、この規約を変更するときは、マイページによるほか当社所定の方法により通知します。

第14条 (利用中止)

当社は、次の場合には、本機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (3) 本機能が正常に動作せず、本機能を継続して提供することが著しく困難であるとき
- (4) 当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要なとき

2. 当社は、前項の規定により本機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知しま

す。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条 (利用停止および利用解除)

当社は、契約者が次にいずれかに該当するときは、本機能の利用停止および解除をすることがあります。

- (1) 当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 第4条に規定する申込内容に虚偽の事実があることが判明したとき
- (3) 第7条の契約内容の変更に基づく通知がないとき
- (4) 当社名誉、又は信用を毀損したとき
- (5) 前2号のほか、この規約に反する行為であって、本機能又はイオンモバイルサービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (6) 当社に損害を与えたとき
- (7) その他、契約者として不適当なとき

2. 当社は、前項の規定により本機能を利用停止および利用解除するときは、あらかじめその理由、利用停止又は利用解除をする日、期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第16条 (本機能の終了)

当社は、契約者に対して3か月以上前に通知し、本機能の提供を終了できるものとします。この場合、当社は、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。

第17条 (個人情報の取扱い)

当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。

第18条 (免責事項)

当社は、本機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

050IP 電話アプリケーション使用許諾に関する利用規約

2016年7月25日第1版改訂施行
イオンリテール株式会社

第1条 (050IP 電話アプリケーション使用許諾に関する利用規約の目的)

050IP 電話アプリケーション使用許諾に関する利用規約（以下、「本使用許諾」といいます。）はイオンリテール株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「050IP 電話アプリケーション（以下、「本アプリケーション」といいます。）」の利用について定めるものです。

2. 本アプリケーションをインストールして利用する者（以下「利用者」といいます。）は本使用許諾を誠実に遵守するものとします。

第2条 (本使用許諾の適用範囲)

本使用許諾は利用者と当社との間の本アプリケーションに関する一切の關係に適用します。

2. 本アプリケーションについて本使用許諾で定めのない事項は、当社が別に定めるイオンモバイルサービス契約約款が適用されるものとします。

3. 当社が「050IP 電話（以下、「本サービス」といいます。）」の円滑な運用を図るために必要に応じて利用者に通知する本アプリケーションの利用に関する諸規程（取り扱いマニュアル等を含みます。）は本使用許諾の一部を構成するものとします。

第3条 (本アプリケーションの使用許諾)

当社は、利用者に対して、本アプリケーションを使用する権利を与えます。ただし、利用者は当社のいかなる商標、商号もしくはサービス・マークに関する権利を付与されたものではありません。

2. 利用者は、当社が本アプリケーションの動作を確認した端末（以下、「端末」といいます。）にインストールして使用することができます。ここで、使用とは本アプリケーションを端末上で実行させることをいいます。

当社が動作確認をしている最新の端末は、こちらの

URL(<https://shop.aeondigitalworld.com/shop/contents1/A116/050devices.aspx>)をご覧ください。

記載のない端末は対応外となります。

第4条 (本アプリケーションの禁止事項)

利用者は、本アプリケーションを利用するために必要な範囲で、且つバックアップを目的とする場合を除き、本アプリケーションの全部、または一部を複製してはなりません。

2. 利用者は、本アプリケーションの全部、または一部を改変してはなりません。

3. 利用者は、本アプリケーションに含まれるソフトウェアプログラムに対して、リバース・エンジニアリング、ディスアセンブル、またはデコンパイル等してはなりません。

第5条 (本アプリケーションの変更)

当社は、利用者の承諾を得ることなく、本使用許諾及び本アプリケーションの内容変更（本アプリケーションのバージョンアップを含みます。）を行うことができるものとします。

2. 本使用許諾及び本アプリケーションの変更は、本アプリケーション提供サイトに掲示を行った時点で効力を有するものとします。

第6条 (本アプリケーションの利用中止及び中断)

当社は本アプリケーションの利用を中止及び中断(一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)することがあります。

- (1)本アプリケーションのバージョンアップを行うとき
 - (2)その他、本アプリケーションが正常に動作せず、本アプリケーションを継続して提供することが著しく困難なとき
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止する場合は、あらかじめそのことを、マイページ等により利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第7条 (当社が行う本アプリケーションの提供の終了)

当社は、本アプリケーションの提供を終了することができるものとします。この場合、当社は、利用者その他いかなる者に対して、いかなる責任も負わないものとします。

2. 前項に基づき本アプリケーションの提供を終了する場合は、マイページ等によりそのことを通知します。

第8条 (知的財産権の帰属)

本アプリケーション及びその関連書類に関する著作権及びその他一切の知的財産権は、当社に帰属します。

2. iOS版に関するライセンス条項については以下通りとします。

- (1)本アプリケーションは libSRTP を利用しています。ライセンス条項については (<http://srtp.sourceforge.net/license.html>) をご覧ください。
- (2)本アプリケーションは libGSM を利用しています。ライセンス条項については (<http://libgsm.sourceforge.net/>) をご覧ください。
- (3)本アプリケーションは Zlib/minizip を利用しています。ライセンス条項については (<http://www.winimage.com/zLibDll/minizip.html>) をご覧ください。
- (4)本アプリケーションは HPGrowingTextView を利用しています。ライセンス条項については (<https://github.com/HansPinckaers/GrowingTextView>) をご覧ください。
- (5)本アプリケーションは fmdb を利用しています。ライセンス条項については (<https://github.com/ccgus/fmdb>) をご覧ください。
- (6)本アプリケーションは JSONKit を利用しています。ライセンス条項については (<https://github.com/johnejang/JSONKit>) をご覧ください。
- (7)本アプリケーションは MBProgressHUD を利用しています。ライセンス条項については (<https://github.com/jdg/MBProgressHUD/blob/master/LICENSE>) をご覧ください。
- (8)本アプリケーションは Reachability を利用しています。ライセンス条項については (http://developer.apple.com/library/ios/#samplecode/Reachability/Introduction/Intro.html#//apple_ref/doc/uid/DTS40007324-Intro-DontLinkElementID_2) をご覧ください。
- (9)本アプリケーションは AFNetworking を利用しています。ライセンス条項については (<https://github.com/AFNetworking/AFNetworking/blob/master/LICENSE>) をご覧ください。

3. Android版に関するライセンス条項については以下通りとします。

- (1)本アプリケーションは libSRTP を利用しています。ライセンス条項については (<http://srtp.sourceforge.net/license.html>) をご覧ください。
- (2)本アプリケーションは libGSM を利用しています。ライセンス条項については (<http://libgsm.sourceforge.net/>) をご覧ください。

(3)本アプリケーションはApache commons logging, Apache Commons codec を利用しています。ライセンス条項については (<http://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0.html>) をご覧ください。

(4)本アプリケーションはZip4j を利用しています。ライセンス条項については (<http://www.lingala.net/zip4j/>) をご覧ください。

(5)本アプリケーションはWebSocket client for Android を利用しています。ライセンス条項については (<https://github.com/koush/android-websockets>) をご覧ください。

(6)本アプリケーションはMongoDB Java Driver を利用しています。ライセンス条項については (<https://github.com/mongodb/mongo-java-driver>) をご覧ください。

第9条 (当社の免責事項)

当社は、利用者に対して、次にかかげるいかなる責任も負わないものとします。

- (1)本アプリケーションが、他人の権利を侵害しないこと
 - (2)いかなる端末でも利用できること
 - (3)利用者の期待通りの品質を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと
 - (4)本アプリケーションがインストールされた端末内の他のアプリケーションや利用者データに悪影響を及ぼさないこと
2. 前項に規定する他、当社は、本アプリケーションの利用にあたり利用者、または第三者に対して当社の故意、または重大な過失による場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。また、当社は本使用許諾の定めに従って当社が行った行為の結果生じた損害について、いかなる責任も負わないものとします。

第10条 (利用者の自己責任)

利用者は、本アプリケーションの利用にあたり、端末の設定等を変更する必要がある場合、または設定等が本アプリケーションにより自動で変更された場合、その設定等の変更の結果生じた費用等について、自己の責任と負担によることとし、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第11条 (利用者の遵守事項)

利用者は、本アプリケーションおよび本アプリケーションに使用されている技術(以下、「本アプリケーション等」といいます。)を利用するにあたり、外国為替及び外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、これらの法規を遵守するものとし、ならびに、本アプリケーション等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、譲渡、輸出または再輸出しないものとします。

2. 利用者は、本アプリケーション等を、外国為替および外国貿易法その他の日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器、通常兵器等の開発、製造、使用のために利用しないものとします。

※本アプリケーションのダウンロード、本アプリケーションでの発信、着信、通話などインターネット接続に必要なパケット通信は利用者のご負担になります。また、アプリは定期的に自動通信を行う場合があり、その際もパケット通信が発生いたします。

イオンでんわアプリケーション使用許諾に関する利用規約

2017年3月1日第1版改訂施行
イオンリテール株式会社

イオンでんわを使用する前に、本使用許諾規約をお読みください。利用者は、以下の条件に同意する限りにおいて、イオンでんわを使用することができるものとし、また、イオンでんわを使用（インストールを含みます。）した場合には、イオンリテール株式会社（以下、当社）と、以下の条件に同意したとみなされるものとし、

第1条（使用許諾）

当社は、利用者に対し、イオンでんわ（本条第3項に規定の複製物も含み、以下「本ソフトウェア」といいます。）を自らの端末内にインストール、使用及び複製する非独占的、譲渡不能な権利を許諾するものとし、この規約の各条項において、本ソフトウェアとは、本ソフトウェアのほか、当該条項の性質に応じ、本ソフトウェアの使用許諾期間中に当社が利用者へ供給する、更新、改良、修正される全てのプログラム、関連書類、及びコピーを含む場合があります。

2 利用者は、当社が指定する端末にのみ本ソフトウェアをインストールするものとし、

3 利用者は、本ソフトウェアに対し、改変、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、解読、抽出その他類似の行為を行ってはならないものとし、

4 利用者は、本規約に基づき本ソフトウェアを使用及び複製する権利を第三者に譲渡してはならないものとし、

第2条（利用者の責任等）

下記のいずれかの原因により当社が損害を被った場合には、当社に対し法的責任を負うことに利用者は予め同意します。

- (1) 利用者が本規約のいずれかの条項に違反したとき
- (2) 利用者による本ソフトウェアの不適切な使用又は誤使用による場合
- (3) 利用者による本ソフトウェアの改変による場合

2 当社は、本ソフトウェアの使用に係る一切の費用（端末の代金、端末の通信費用等を含み、それらに限られません。）を負担しないものとし、

第3条（本ソフトウェアの所有権等）

本ソフトウェアの所有権及び著作権等一切の知的財産権は当社が保有するものとし、利用者は、この規約において、如何なる商標、役務標章、ロゴ、商号に係る所有権、権利及び権益の一切を利用者に対して与えているものではないことを予め確認したものとします。

第4条（保証）

当社は、本ソフトウェアの機能が利用者の要求に合致していること及び本ソフトウェアの動作に欠陥がないことも含め、本ソフトウェアに関して一切保証しません。また、当社は、本ソフトウェアに関連して発生した損害について一切責任を負いません。

第5条（責任の制限）

利用者は、当社が損害発生の可能性を事前に知らされていた場合であっても、本ソフトウェアの使用、使用不能により発生した如何なる逸失利益、利益、データ、及び、特別損害、間接損害、二次的損害、付随的損害、懲罰的損害の一切の責任を当社が負わないことを予め同意します。

第6条（変更）

当社はいつでも、その判断で本ソフトウェアを変更したり、提供を中止することができるものとします。また、当社は、必要に応じ、利用者による本ソフトウェアの使用を制限し、停止し、又は禁止することができるものとします。また、当社は本規約の条件を変更することができるものとします。

第7条（解除）

当社は、利用者が本規約の条項のいずれかに違背したときは、直ちに本ソフトウェアの使用許諾を解除することができるものとします。

2 利用者は、本条に従い当社が使用許諾を解除又は終了した場合、本ソフトウェアを破棄するものとします。

第8条（輸出規制）

本ソフトウェアは、日本の輸出規制に関する法規及びその他の国の輸出入管理法規の制限を受けるものとします。利用者は、当該法規を無条件に遵守する責任を負うものとします。当社は、利用者に対し、日本国外における使用の結果について一切責任を負いません。

第9条（管轄裁判所）

利用者は、当社と利用者との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め同意します。

以上